

令和8年2月18日

記者発表配付資料

- 令和8年2月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和8年2月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和8年2月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和8年度当初予算（案）の概要
- 令和8年度組織改正等による体制強化の概要

令和8年2月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 73件

| | | |
|-----------|-------|-----|
| 令和8年度当初予算 | ----- | 23件 |
| 令和7年度補正予算 | ----- | 18件 |
| 条例その他議案 | ----- | 31件 |
| 報告議案 | ----- | 1件 |

1 予算議案 ----- 41件

(1) 令和8年度当初予算 ----- 23件

| | | |
|------|-----------------|---------------|
| 一般会計 | 5,070億9,746万2千円 | (対前年度比 7.0%増) |
| 特別会計 | 2,976億9,583万1千円 | (対前年度比 3.9%増) |
| 企業会計 | 277億6,193万9千円 | (対前年度比 8.4%増) |

(2) 令和7年度補正予算 ----- 18件

| | | |
|------|---------------|-------------------|
| 一般会計 | △88億5,861万9千円 | (対前年度2月現計比 2.4%増) |
| 特別会計 | 426万8千円 | (対前年度2月現計比 1.9%減) |
| 企業会計 | △2億7,707万2千円 | (対前年度2月現計比 4.7%増) |

2 条例その他議案 ----- 31件

| | | |
|-------|-------|-----|
| 条例議案 | ----- | 22件 |
| その他議案 | ----- | 9件 |

3 報告議案 ----- 1件

| | | |
|--------|-------|----|
| 専決処分報告 | ----- | 1件 |
|--------|-------|----|

令和8年2月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 令和8年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 令和8年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 令和8年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 令和8年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 令和8年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 令和8年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 令和8年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 令和8年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 令和8年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和8年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 令和8年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 12 号 令和8年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 令和8年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 令和8年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 令和8年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 令和8年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 令和8年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 令和8年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 令和8年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 令和8年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第 21 号 令和8年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 令和8年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 令和8年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 令和7年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 令和7年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 令和7年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 令和7年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 28 号 令和7年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 29 号 令和7年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 30 号 令和7年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 31 号 令和7年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 32 号 令和7年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 33 号 令和7年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 34 号 令和7年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 35 号 令和7年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 36 号 令和7年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
- 第 37 号 令和7年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 38 号 令和7年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
- 第 39 号 令和7年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第 40 号 令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算

第 41 号 令和 7 年度高知県病院事業会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 42 号 高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例議案
- 第 43 号 高知県地域未来基金条例議案
- 第 44 号 高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例議案
- 第 45 号 高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案
- 第 46 号 高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案
- 第 47 号 高知県公告式条例の一部を改正する条例議案
- 第 48 号 高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案
- 第 49 号 高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案
- 第 50 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 51 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 第 52 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 53 号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 54 号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 55 号 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 56 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 57 号 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 58 号 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 59 号 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 60 号 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 61 号 高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 62 号 高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第 63 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 65 号 須崎斎場運営一部事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 66 号 高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 67 号 四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 68 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 69 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 70 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 71 号 国道 493 号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事請負契約の締結に関する議案
- 第 72 号 春遠ダム（春遠第 1 ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

○ 報 告

報第 1 号 令和 7 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

令和8年2月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 42 号 高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例議案

(交通運輸政策課)

航空交通の利用者の便益の増進を図り、もって航空交通の総合的な発達に資するとともに、本県の産業、観光等の国内外における競争力の強化、地域経済の活性化等に寄与するため、高知空港国際線ターミナルビルを南国市に設置するとともに、指定管理者に管理を行わせることとする等その管理に関する事項を定めようとするもの

第 43 号 高知県地域未来基金条例議案

(財政課)

産業クラスターの形成、地場産業の付加価値向上及び販路開拓等の地域の発展につながる取組を推進するため、高知県地域未来基金を設置しようとするもの

第 44 号 高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例議案

(在宅療養推進課)

県民が住み慣れた地域で健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができる社会を実現するため、本県東部地域における医療、介護及び福祉に関する事業等の拠点となる総合的な施設として、高知県立東部地域多機能支援施設を安芸市に設置するとともに、その管理に関する事項を定めようとするもの

第 45 号 高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案

(高等学校振興課)

公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革の推進のための事業を実施するため、高知県高等学校等教育改革促進基金を設置しようとするもの

第 46 号 高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案

(会計管理課)

高知県収入証紙条例を廃止し手数料等の徴収について収入証紙による方法を廃止するとともに、関係条例について当該収入証紙による方法の廃止に伴う規定の整理をしようとするもの

第 47 号 高知県公告式条例の一部を改正する条例議案

(法務文書課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号）の施行により地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正されたことを考慮し、条例の公布に当たって知事が行う署名について、総務省令で定める署名に代わる措置によることを可能とするよう必要な改正をしようとするもの

第 48 号 高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案

(法務文書課)

行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正を考慮し、公示の方法による聴聞の通知について、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示する等の措置をとることによって行おうとするもの

第 49 号 高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案

(法務文書課)

公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の全部改正を考慮し、高知県公益認定等審議会の委員の要件に公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を追加する等必要な改正をしようとするもの

第 50 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

高知県特別職報酬等審議会の答申等を踏まえ、高知県議会議員の議員報酬の額、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者の報酬の額、知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料の額並びに出頭者、鑑定人等の報酬の額を改定しようとするもの

第 51 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の一部改正を考慮し、職員の転居費について、家財の運送に際して運送業者及び宅配便等を併用した場合の算定方法を追加しようとするもの

第 52 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い個人の県民税等について必要な改正をするとともに、自動車税の環境性能割及び種別割並びに狩猟税の納税について、証紙貼付によって納付する方法を廃止しようとするもの

第 53 号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案

(市町村振興課)

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成14年総務省令第13号）が一部改正されたこと等に伴い、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき県が本人確認情報を利用することができることとなった債権管理に関する事務等に係る規定を削除しようとするもの

第 54 号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案

(国民健康保険課)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）が一部改正されることを考慮し、国民健康保険事業費納付金の算定における子ども・子育て支援納付金納付金の算定に必要な事項を定めようとするもの

第 55 号 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議

(国民健康保険課)

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）の一部改正を考慮し、県が高知県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に必要な子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として拠出率を定めるとともに、同令の規定により厚生労働大臣が2年ごとに定める基礎財政安定化基金拠出率が改定されることを考慮し、県が高知県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に必要な当該財政安定化基金拠出率を標準として定める拠出率を改定するとともに、これまでの高知県後期高齢者医療財政安定化基金の運営状況を考慮し、令和8年度及び令和9年度において、拠出率の特例を定める等必要な改正をしようとするもの

第 56 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(薬務衛生課)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの

第 57 号 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

(障害福祉課)

高知県立療育福祉センターが行う業務のうち短期入所等に係る利用者の対象年齢を改めようとするもの

第 58 号 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

(スポーツ課)

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担を考慮し、高知県立県民体育館の許可施設等に係る利用料金及び使用料の基準額を改定しようとするもの

第 59 号 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

(スポーツ課)

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担を考慮し、高知県立武道館の許可施設に係る利用料金及び使用料の基準額を改定しようとするもの

第 60 号 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

(スポーツ課)

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担を考慮し、高知県立弓道場の利用施設に係る利用料金及び使用料の基準額を改定しようとするもの

第 61 号 高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例議案

(道路課)

道路法施行令（昭和27年政令第479号）が一部改正されたこと等を考慮し、道路の附属物である自動車駐車場等に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設等による占用を認めることに伴い、新たにこれらの占用に係る占用料を徴収しようとするもの

第 62 号 高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案

(県立病院課)

県立病院における医療従事者を確保するため、公営企業局の職員の定数を改めようとするもの

第 63 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案

(警務課)

地方警察官の定員の基準を定めた警察法施行令（昭和29年政令第151号）が一部改正されることに伴い、令和8年度における警察官の階級別定員の特例を定めようとするもの

第 64 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案

(経営支援課)

昭和62年10月15日に安芸郡東洋町大字野根丙2176番地の31企業組合フィッシングセンター東洋に対して貸し付けた昭和61年度中小企業近代化資金（高度化資金）について、主たる債務者からの償還が令和3年9月24日を最後に滞っていることから、民法（明治29年法律第89号）第147条第1項第1号に掲げる裁判上の請求により当該主たる債務に係る債権の時効を更新するため、裁判所に対して訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 65 号 須崎斎場運営一部事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、須崎斎場運営一部事務組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 66 号 高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案

(歴史文化財課)

高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立高知城歴史博物館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市追手筋二丁目7番5号
公益財団法人土佐山内記念財団
- (3) 指定期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

第 67 号 四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案

(自然共生課)

四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
四国カルスト県立自然公園公園施設
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高岡郡津野町芳生野乙4921番地22号
一般財団法人天狗荘
- (3) 指定期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

第 68 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案

(農業基盤課)

県が行う土地改良事業のうち、かんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業及び県営農業水路等長寿命化事業の事業に要する経費の一部について関係市町村が負担すべき金額を定めるとともに、経営体育成基盤整備事業及び県営ため池等整備事業の事業に要する経費の一部について関係市町村が負担すべき金額を変更するため、地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第2項及び土地改良法(昭和24年法律第195号)第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 69 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案

(農業基盤課)

県が行う土地改良事業のうち、県営農業水路等長寿命化事業及び県営ため池等整備事業の事業に要する経費の一部について関係市町村が負担すべき金額を定めるとともに、経営体育成基盤整備事業、県営ため池等整備事業及び耕地自然災害防止事業の事業に要する経費の一部について関係市町村が負担すべき金額を変更し、併せて経営体育成基盤整備事業、県営ため池等整備事業及び耕地自然災害防止事業の事業に要する経費の一部について関係市町村の負担を廃止するため、地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第2項及び土地改良法(昭和24年法律第195号)第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 70 号 包括外部監査契約の締結に関する議案

(行政管理課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を、弁護士である中内大河と締結するため、同法第252条の36第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 契約の目的
当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の始期
令和8年4月1日
- (3) 契約の金額
1,100万円を上限とする額
- (4) 契約の相手方
住所 高知市追手筋二丁目7番8号レジデンス大手前5階A502
氏名 中内 大河
資格 弁護士

第 71 号 国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事請負契約の締結に関する議案

(土木政策課)

国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事
- (2) 契約の方法
一般競争入札
- (3) 契約金額
1,389,080,000円
- (4) 契約の相手方
高知市仁井田1625番地2
大旺新洋・轟組・三谷組特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限
令和10年3月17日

第 72 号 春遠ダム（春遠第 1 ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

(河川課)

春遠ダム（春遠第 1 ダム）本体建設工事は、一般競争入札により、契約金額3,937,604,000円（当初契約金額3,901,700,000円）で、香川県高松市木太町3027番地 1 熊谷・須工ときわ・伊与田特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、令和 9 年 3 月 7 日を完成期限として施行中であるが、資材価格の高騰及び賃金等の急激な変動に対応するためのインフレスライド条項を適用すること及び現況地盤線の見直しにより堤体基礎掘削が当初の想定より増加したことに伴い、契約金額及び完成期限を変更する必要があるため、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 5 号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第 2 号）第 3 条の規定により、県議会の議決を求めるもの

(変更前)

(変更後)

| | | | |
|---------|----------------|---|-----------------|
| 契約金額の変更 | 3,937,604,000円 | → | 4,291,298,000円 |
| 完成期限の変更 | 令和 9 年 3 月 7 日 | → | 令和 9 年 8 月 31 日 |

報第 1 号 令和 7 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

(財政課、市町村振興課)

衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び高知県議会議員補欠選挙に要する経費について急施を要したため、専決処分をしたもの

施設の概要

本県へのインバウンド観光客の誘致拡大を目指して、国際定期便が受入れ可能な新たな国際線ターミナルビルを現在のターミナルビルの東側に整備。



| 区分 | 内容 |
|-------|---|
| 施設名称 | 高知空港国際線ターミナルビル |
| 所在地 | 南国市久枝乙58番地 |
| 構造・階数 | 鉄骨造・地上3階建 |
| 延床面積 | 3,129㎡ |
| 機能用途 | 1F: チケットカウンター、到着ロビー、手荷物受取場など 2F: 出発ロビー、保安検査場、出入国審査場、旅客搭乗橋など 3F: 航空会社事務所、スタッフ共用休憩室、機械室など |

※国際線の運航実績（仮施設で受入）

| 年度 | 搭乗者数 (搭乗率) |
|-------------|-----------------|
| 令和5年度(5月～) | 31,194人 (93.6%) |
| 令和6年度 | 35,532人 (94.9%) |
| 令和7年度(～12月) | 25,488人 (89.6%) |

運航便の概要 (R8.1月時点)

- ・航空会社: タイガーエア台湾
- ・就航先: 台北(桃園)
- ・ダイヤ: 2往復/週

設置及び管理に関する条例の構成及びポイント

既存県有施設と同条例に倣って構成。観光振興や地域経済の活性化への寄与を条例に明記。

設置の目的【第1条】

航空交通の利用者の便益の増進を図り、もって航空交通の総合的な発達に資するとともに、本県の産業、観光等の国内外における競争力の強化及び地域経済の活性化等に寄与するため。

施設の管理運営【第2条】

知事が指定する指定管理者に行わせる。

※ 空港ターミナルビルの運営・管理は、空港法の規定により、国土交通大臣が空港ごとに指定する者（指定空港機能施設事業者）のみが行うことができることとされているため、高知空港において指定を受けている**高知空港ビル株式会社を直指定する予定**である。

施設等の使用料【第10条・第13条】

■ 条例別表で税抜基準額を定めるもの ※税額10%

| 区分 | 単位 | 基準額 |
|--|----------|--------|
| 航空会社用施設 ※1 〔旅客搭乗橋、チケットカウンター、ロビー、保安検査場、手荷物受取場など〕 | 円/便 ※2 | 79,340 |
| 航空関連団体用業務施設 〔航空会社事務所、出入国審査場、スタッフ共用休憩室 など〕 | 円/㎡ (月額) | 6,830 |

※1 今後、国との協議が整えば、航空会社に代わって、空港を利用する旅客個人にご負担いただく「**旅客取扱施設使用料**」を設定することも検討。

※2 「便」とは、航空機1機ごとに行われる離陸又は着陸のそれぞれの利用をいう。

全面供用開始までのスケジュール

令和9年1月末に一部供用開始。令和9年春の全面供用開始の予定。

| 令和7年度 | 令和8年度 | | 令和9年度 |
|------------------------|-----------------|----------|--------------------|
| 2月 | 6月 | 1月 | 4月 |
| | 建築工事 | | 一部供用開始 |
| | | 既存ビル改修工事 | 全面供用開始 |
| 2月議会 14 条例制定 | 6月議会 指定管理者指定 | | 指定管理業務開始 (R8.12月～) |

1. 条例の概要

地域ごとの産業クラスターの形成、地場産業の付加価値向上と販路開拓等の地域の発展につながる取組を推進することを目的として、高知県地域未来基金を設置しようとするもの

2. 基金の概要

(1) 積立予定額

54億円

(令和8年度普通交付税の基準財政需要額に新たに臨時費目として創設される「地域未来基金費（仮称）」で措置される額を積立予定)

(2) 基金の活用（例）

○地域ごとの産業クラスターの形成

企業立地の推進：関連企業の誘致、スタートアップ支援、工業団地の整備 等

研究開発の推進：研究開発拠点の整備、大学等との連携支援 等

人材育成・確保：大学等における学科・講座の開設、高度人材の確保、リスキリング支援 等

○地場産業の付加価値向上と販路開拓

高付加価値化：新商品開発、新技術導入支援 等

販路開拓：国内外のマーケティング、流通経路の構築 等

人材育成・確保：地場産業の人材獲得支援、専門人材の誘致 等

(3) 施行日

令和8年4月1日

現状・課題

- ✓ 東部地域は、他の地域と比べて人口当たりの医療病床数や介護施設定員が少なく、看護師の年齢層が高い状況にある
- ✓ 在宅サービス資源や看護師などの担い手の確保が課題となっている

対策

訪問看護や訪問歯科診療の充実、在宅医療人材の育成・確保などを通じて、**東部地域において在宅サービス提供が促進されるよう、各事業所を支援する拠点として「東部地域多機能支援施設」を整備する**

多機能支援施設の概要



所在地：安芸市宝永町506番地
 施設構造：鉄骨2階建（H元年建築）
 敷地面積：2,949㎡（延床2,125㎡）

拠点整備による主な効果

- 看護人材の育成・確保
- 訪問看護など在宅サービスの効率的な提供体制の構築
- 障害児者歯科診療の提供

| | |
|-----------|---|
| 2階 | 看護師養成施設サテライト教室 機能：専修学校3年課程(民間による運営) 授業：座学は本校の授業をオンライン受講、実習は東部地域で実施 定数：12人/学年、教職員：3人程度 |
| | 訪問看護総合支援センター東部サテライト ・訪問看護師の同行訪問研修の実施 ・訪問看護サービス事業者向け相談の実施 |
| | 東部在宅歯科連携室 ・訪問歯科診療の実施調整（相談者宅への訪問） ・障害児・者歯科診療機会の提供 |
| 1階 | ナースセンター東部サテライト ・看護師等への無料職業紹介 ・再就労支援等の研修の実施 |
| | 社会福祉協議会 ・福祉・介護職の就職・復職の支援（福祉人材バンク事業） |
| | ナチュラルハートフルケアネットワーク ・機器を用いたノーリフティングケアの研修の実施 |

【医療介護施設系サービス資源の状況（R6）】

| | 東部 | 中央 | 高幡 | 幡多 |
|--------------------|------|-------|------|------|
| 高齢者人口 1,000人当たり | | | | |
| 病床数 | 47.1 | 72.8 | 39.4 | 46.4 |
| 介護施設等の 入所定員 | 33.6 | 31.5 | 43.9 | 41.7 |
| 合計 | 80.7 | 104.3 | 83.3 | 88.1 |

出典：医療施設調査、介護サービス施設・事業所調査等（厚労省）

【県内看護師等従事者数と年齢構成（R6）】(人)

| 年齢 | 東部 | 中央 | 高幡 | 幡多 |
|----------------|-------|--------|-------|-------|
| 20～39 | 202 | 3,524 | 153 | 347 |
| 40～64 | 441 | 6,834 | 468 | 942 |
| 65～ | 119 | 782 | 84 | 138 |
| 計 | 762 | 11,140 | 705 | 1,427 |
| 65歳以上 従事者割合 | 15.6% | 7.0% | 11.9% | 9.7% |

出典：保健師、助産師、看護師、准看護師業務従事者届

スケジュール

- ～ R8年6月 施設改修工事
- R8年2月議会 設置管理条例等上程
- R8年7月～ 施設開設準備
- R9年4月 施設開設予定

施行日：規則で定める日

1 条例の概要

公立高等学校等における高等学校教育改革を先導する拠点の創出と、その取組・成果の他の高等学校への普及に係る事業を実施するため、高知県高等学校等教育改革促進基金を設置しようとするもの。

2 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業について

県に基金を設置し、3つの類型に応じた高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及

アドバンスト・エッセンシャルワーカー等 育成支援

技術革新のスピードが加速する時代に適した課題解決能力の獲得に向け、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを実現

理数系人材育成支援

理数的素養を身に付けつつ、自ら問を立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた文理融合の学びを実現

多様な学習ニーズに対応した 教育機会の確保

人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学びの提供を実現

学ぶ意欲のある高校生が、家庭の経済状況に左右されることなく、学習習慣の定着、学習時間の増加、学びへ向かう姿勢の確立ができるよう、放課後等を活用し、学校と地域の連携による学力向上・学習支援のための取組、探究活動の深化による多様な進路に向けた支援を行う。

(取組内容例)

学科・コースの再編、学校設定科目の新設、高等教育機関・地域・産業界との連携、グローバル人材育成に向けた留学の派遣・受入に係る環境構築、遠隔授業 等

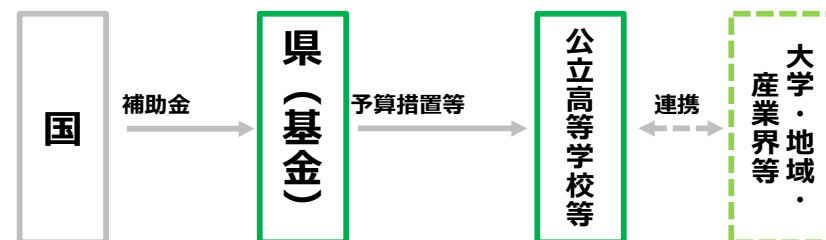
3 基金について

3類型に関する先導的な取組を行う拠点を創出し、その取組・成果を県内の高等学校に普及するため、高等学校教育改革に係る国からの補助金を受けて県に基金を造成し、当該基金から県予算へ繰入れる。

基金の造成経費（事務費等）は原則本年度中に交付されるが、拠点創出全般に必要な経費に係る交付決定は令和8年度を予定している。

- 支援対象：県立高等学校等
- 補助率：10/10

基金事業の流れ



4 施行日

公布の日から施行する。

高知県収入証紙条例を廃止する等の条例について

1 概要

➤ 高知県収入証紙条例を廃止するほか、当該条例の廃止に伴い関係条例の規定の整理を行うもの。

施行期日：令和9年8月1日
(一部 令和15年4月1日)

2 収入証紙制度の概要

現状

運転免許証やパスポートの取得・建設業許可・各種証明書の発行など、収入証紙条例で規定する手数料及び使用料は、**収入証紙で納付**することとしている。

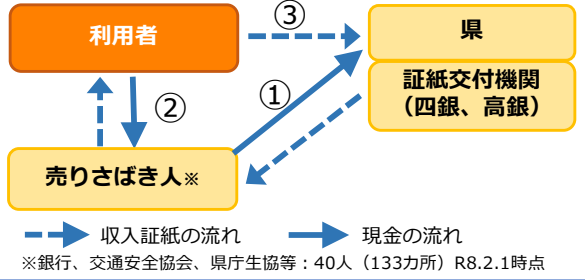
収入証紙による収納実績

| | 収納額 |
|----|-----------|
| R4 | 9億7,297万円 |
| R5 | 9億2,225万円 |
| R6 | 9億2,059万円 |

※県の申請窓口で収納した実績額

収入証紙利用の流れ

- ① 県は売りさばき代金の納付を受け、証紙交付機関を通じて売りさばき人に収入証紙を交付
- ② 利用者は売りさばき人から収入証紙を購入
- ③ 利用者は収入証紙を申請書等に貼付し、県へ提出



特徴

利用者

- ・購入方法は現金のみ
- ・収入証紙の事前購入や申請書等への貼付に手間を要する。

行政

- ・申請窓口で現金を取り扱わないため、入金処理、釣り銭準備が不要
- ・収入証紙の印刷、証紙交付機関交付手数料等の経費が必要
- ・収入証紙の保管や収納業務、還付手続等の事務を要する。

他県の状況

※R8.1.7時点

| | |
|--------|-------|
| 廃止済み | 15都府県 |
| 廃止予定 | 13県 |
| 検討中 | 13県 |
| 廃止予定なし | 6道県 |

※他県調査等より
※「廃止」は証紙条例の廃止をいう。

3 新たな納付方法

現金、キャッシュレス決済に対応できる**収納専用窓口**を設置し、**県民サービスの向上を図るとともに、収納事務のデジタル化**を推進する。

新 収納専用窓口

電子申請

納入通知書

主な庁舎や警察署等に設置する収納専用窓口で納付

電子申請サービス等からオンライン申請・納付

金融機関、コンビニ等で納付

| | | |
|-----------|---|--|
| ・現金（収入証紙） | ▶ | ・現金 ・クレカ ・スマホ ・電子マネー |
| ・クレカ | ▶ | ・クレカ ・スマホ ・インターネットバンキング 等 |
| ・現金(銀行等) | ▶ | ・現金(銀行等又は コンビニ) ・クレカ ・スマホ ・インターネットバンキング |

4 条例の内容

➤ 「収入証紙条例」を廃止するとともに、証紙の廃止に伴う関係条例を改正する。

| 分類 | 改廃対象条例 | 新 | 旧 |
|---|--------------------------|------------------------------------|--|
| (1) 収入証紙条例の廃止（第1条） | 高知県収入証紙条例 | 廃止 | |
| (2) 証紙特別会計の廃止（第3条） (施行期日：令和15年4月1日) | 高知県特別会計設置条例 | 本則中の表から証紙特別会計を削除 | |
| (3) 規定の整理（第2条及び第5条） （「証紙による収入方法」の削除） | 高知県旅券法関係手数料徴収条例 ほか1条例 | 削除 | （手数料の納付の方法） 第6条 第2条の手数料は、当該手数料の額に相当する額の高知県収入証紙を旅券の受領証に貼って納付しなければならない。 |
| (4) 証紙による納付を前提とした支払時期の規定の改正（第4条） | 高知県手数料徴収条例 ほか28条例 | 第61条 前章の手数料は、申請書の提出の際に納付しなければならない。 | 第61条 前章の手数料は、申請書の提出と同時に納付しなければならない。 |

5 スケジュール

- R8 周知・広報
- R9.7
 - ・新財務会計システムの稼働
 - ・収入証紙販売終了
- R9.8
 - 新たな納付方法の開始
 - ・収納専用窓口（新規）
 - ・電子申請（拡充）
 - ・納入通知書（拡充）
- R10.3 収入証紙利用終了
- R14.7 収入証紙還付終了

概要

- 地方自治法の一部改正により、**条例公布時**における首長の**署名に電子署名**を用いることが可能となった。
- **本県**においても条例公布時の知事の署名について、従来の自署に加え、**電子署名**を可能とするよう条例改正を行うもの。
 - 災害時など、人の移動が制限される場合でも、リモートで迅速に条例公布が可能となる。
 - 従来の自署同様、電子署名についても知事自らが措置を講ずる必要がある。（総務省通知）

旧 自署のみ



新 自署又は電子署名

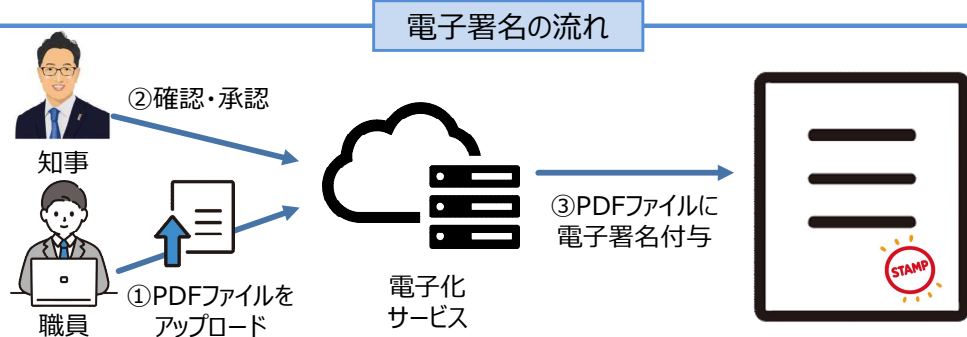


or



実施方法等

- デジタル政策課が運用する**処分通知等電子化サービス**を活用することで、**電子署名**を行うことが可能。
- 職員がアップロードした**ファイル**を**知事が確認し、承認**をすれば**電子署名が完了**。
- 既存のサービスを活用するため、**電子化に伴う追加費用はなし**。



新旧

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(この条例の目的) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。次条第1項において「法」という。）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、知事が署名（法第16条第4項に規定する総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければならない。 2 略</p> | <p>(この条例の目的) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に知事が署名しなければならない。 2 略</p> |

施行日

公布の日

高知県行政手続条例の一部改正について

概要

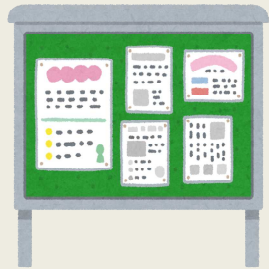
✓ 行政機関による処分等の際の手続きについて定めている行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正を考慮し、公示の方法による聴聞の通知について公示事項を一定の方法（例：インターネットによる公表）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを可能とする等の改正を行うもの。

改正の内容

- ✓ これまで、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法による聴聞の通知の方法は、掲示場での書面掲示に限定
- ✓ 今回、インターネットによる公表を可能とし、時間や場所にかかわらず必要な情報を確認することができるようにすることで、利便性の向上を図るもの

公示送達

【現行】



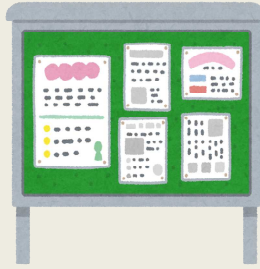
掲示場に書面を掲示



【改正後】



規則で定める方法
(インターネットによる公表)



掲示場に書面掲示

現地での掲示

又は



事務所に設置した
パソコン画面での表示

※公示送達・・・行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合に、一定期間掲示（公示）をする制度

利用者の利便性、デジタルデバイスへの配慮の観点から、現地での掲示も継続

施行期日：令和8年5月21日
(改正法の施行日と同日)

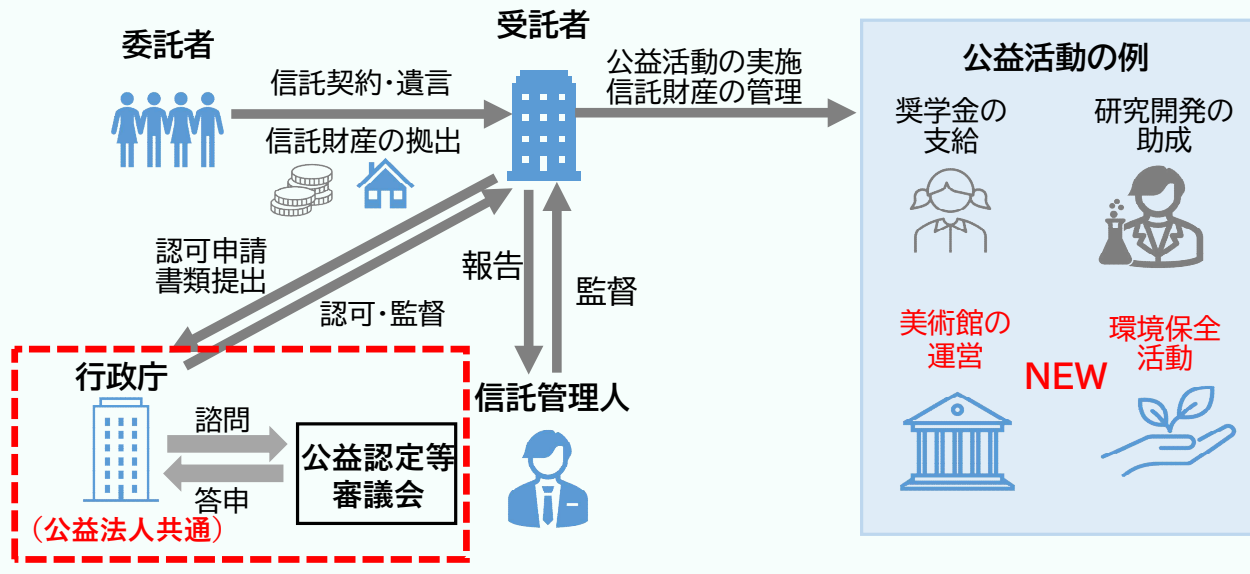
条例改正の趣旨

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行により、高知県公益認定等審議会の諮問事項に「公益信託」が加わることに伴い、同審議会の委員に関する規定に「公益信託に関すること」を追加するなど所要の改正をしようとするもの。

新しい公益信託制度の概要

公益信託：契約や遺言により委託者から受託者（担い手）に託された財産を用いて、受託者が委託者の想いに沿った公益活動を継続的に行う仕組み。

- 旧制度では許認可庁の裁量による許可・認可制度であったものから、法令の基準に基づく統一的な認可・監督制度に改正。→法令に具体的な認可基準や監督について明記。
- 各行政庁は設立、変更の認可の申請があった場合、「合議制の機関」への諮問が必要となる。
- 合議制の機関は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）」第50条に規定する機関であり、高知県公益認定等審議会がこれにあたる。



公益認定等審議会への諮問事項

- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
 - ・公益認定の申請
 - ・変更認定の申請
 - ・勧告・命令・公益認定の取消し
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
 - ・変更認可の申請

NEW

○公益信託に関する法律
 移行認可の申請
 設立認可の申請
 変更認可の申請

これまでは「高知県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則」に基づき、所管課において許可（諮問なし）。

条例改正の内容

- ・公益認定等審議会の委員
 (以下のいずれかに優れた知見を有する者)
 法律、会計、公益法人
 →法律、会計、公益法人、**公益信託**
- ・審議会の庶務
 法人に係るもの → **諮問等に係る団体等** (法人+**公益信託**)
 に係るもの

施行期日：令和8年4月1日（法律の施行日）

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案について

1 条例改正の目的

この条例は、高知県特別職報酬等審議会の答申等(※1)を踏まえ、高知県議会議員の議員報酬の額、地方自治法第203条の2第1項に規定する者の報酬の額、出頭者、鑑定人等に支給する報酬の額並びに知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料の額を改定しようとするもの

<答申結果※1>
特別職の報酬等月額について、
3(1)のとおり引上げ改定を行うことが適当

2 対象条例

- (1) 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (2) 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例
- (3) 出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例
- (4) 知事等の給与、旅費等に関する条例

3 改正内容

(1) 特別職報酬等審議会の審議対象の特別職 【2(1)、(4)関係】

⇒ R8.2.9 特別職報酬等審議会の答申による改正 (現行額にH22～R7までの幹部職員(部長級)の給料月額の改定率7.52%を乗じて算定)

(単位：千円)

| | 現行 | 改定後 | 増減額 | 改定率 |
|-------|-------|--------------|-----|-------|
| 知 事 | 1,220 | 1,310 | 90 | 7.38% |
| 副 知 事 | 940 | 1,010 | 70 | 7.45% |
| 教 育 長 | 780 | 840 | 60 | 7.69% |
| 議 長 | 900 | 970 | 70 | 7.78% |
| 副 議 長 | 820 | 880 | 60 | 7.32% |
| 議 員 | 770 | 830 | 60 | 7.79% |

平均改定率

7.55%

(2) 同審議会の審議対象外の特別職(常勤) 【2(4)関係】

⇒ 現行の報酬額に(1)の特別職平均改定率(7.55%)を乗じて算定

(単位：千円)

| | 現行 | 改定後 | 増減額 | 改定率 |
|--------------|-----|------------|-----|-------|
| 人事委員会委員、監査委員 | 610 | 656 | 46 | 7.54% |

(3) 地方自治法第203条の2委員(非常勤の特別職)【2(2)関係】

(別表第1関係)

ア 月額報酬

⇒ 現行の報酬額に(1)の特別職平均改定率(7.55%)を乗じて算定

(単位：千円)

| | | 現行 | 改定後 | 増減額 |
|-----|------------------------|-----|------------|-----|
| 委員長 | 公安委員会、人事委員会の委員長及び監査委員※ | 208 | 224 | 16 |
| 委員 | 教育委員会、公安委員会、人事委員会の委員 | 180 | 194 | 14 |

※議会の議員の中から専任された監査委員については、
非常勤の監査委員の報酬額の1/2 (224千円×1/2 = **112千円**)

イ 日額報酬

⇒ 委員長：(2)の常勤の監査委員の給料月額を1月あたり実勤務日数(21日)で割り戻した額

⇒ 委員：委員長の報酬額に、月額報酬の委員長に対する委員の報酬の割合(194/224)を乗じて算定

(単位：千円)

| | | 現行 | 改定後 | 増減額 |
|--------|---|----|-----------|-----|
| 委員長、会長 | <ul style="list-style-type: none"> 選挙管理委員会の委員長 労働委員会の会長 収用委員会の会長 海区漁業調整委員会の会長 内水面漁場管理委員会の会長 | 29 | 31 | 2 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> 選挙管理委員会の委員 労働委員会の使用者委員、労働者委員、公益委員、特別調整委員 収用委員会の委員、予備委員 海区漁業調整委員会の委員、専門委員 内水面漁場管理委員会の委員、専門委員 | 25 | 27 | 2 |

(別表第2関係)

⇒ 現行の報酬額に(1)の特別職平均改定率(7.55%)を乗じて算定

| | 現行 | 改定後 | 増減額 |
|----------------------|------------------------|--------------------------------|------|
| 専門委員 | 日額9,600円以内 で知事が定める額 | 日額10,300円以内 で知事が定める額 | 700円 |
| 附属機関の委員等、 精神保健指定医 | 日額9,000円以内 で規則で定める額 | 日額9,700円以内 で規則で定める額 | 700円 |

(別表第3関係)

⇒ 現行の報酬額に(1)の特別職平均改定率(7.55%)を乗じて算定

| | 現行 | 改定後 | 増減額 |
|---|---|--|-------------------|
| 統計調査員 | | | |
| 男女共同参画苦情調整委員 | | | |
| 土地収用法第15条の3に規定するあっせん委員及び同法第15条の8に規定する仲裁委員 | 日額12,000円以内(月額で報酬額を定める者にあつては、月額240,000円以内)で任命権者が知事と協議して定める額 | 日額12,900円以内 (月額で報酬額を定める者にあつては、 月額258,000円以内)で任命権者が知事と協議して定める額 | 900円 (18,000円) |
| 土地区画整理法第65条第1項に規定する評価員 | | | |
| 労働委員会のおっせん員 | | | |

(4) 出頭者、鑑定人等【2(3)関係】

⇒ 現行の報酬額に附属機関委員等の改定率(7.78%)を乗じて算定

| | 現行 | 改定後 | 増減額 |
|--------------------|----------|-----------------|------|
| 土地収用法の規定による参考人、鑑定人 | 日額6,000円 | 日額6,500円 | 500円 |

1 条例改正の趣旨

- ✓ 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の一部改正を考慮し、**職員の転居費について、家財の運送に際して運送業者及び宅配便等を併用した場合の算定方法を追加しようとするもの**

【参考】省令改正の概要

■ 転居費の算定方法の追加（国家公務員等の旅費支給規程の改正（令和8年4月1日施行））

現行 家財の運送を ①運送業者等が行う場合 ②旅行者が宅配便等により行う場合 の個々の算定方法のみを規定

改正後 転居の実態を踏まえて、①・②の方法を併用した場合の算定方法を追加する

2 条例改正の内容

| 新 | 旧 (令和8年4月1日時点) |
|---|---|
| (転居費) | (転居費) |
| <p>第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（略）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。<u>ただし、旅行命令権者が次の各号に掲げるいずれかの家財の運送のみでは転居することが困難であると認めるときは、現に行った次の各号に掲げる家財の運送の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる方法により算定される額の合計額とする。</u></p> <p>(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、2以上の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、任命権者が知事と協議して定める要件を満たす場合は、1の運送業者に見積りをさせ、当該運送に要する額を転居費の額とする方法とする。</p> <p>(2) 旅行者が宅配便（略）その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものと前号の規定により算定した額を超えるときは、<u>当該額とする方法とする（この項ただし書の規定によりそれぞれ同項各号に掲げる方法により算定される額を合計する場合は、この限りでない。）</u>。</p> | <p>第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（略）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。</p> <p>(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、2以上の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、任命権者が知事と協議して定める要件を満たす場合は、1の運送業者に見積りをさせ、当該運送に要する額を転居費の額とする方法とする。</p> <p>(2) 旅行者が宅配便（略）その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものと前号の規定により算定した額を超えるときは、<u>当該額とする方法とする。</u></p> |

令和8年2月議会提出条例議案について

税 務 課

1 高知県税条例等の一部を改正する条例について

(1) 趣旨

- ア 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人の県民税について必要な改正等をしようとするもの。
- イ 証紙徴収の方法の見直しに伴い、自動車税および狩猟税について必要な改正等をしようとするもの。

(2) 主な改正内容

○個人の県民税

新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の改正を行う。

○自動車税（環境性能割・種別割）

自動車の新規登録時における自動車税の環境性能割および種別割の納税について、証紙貼付によって納付する方法を廃止するもの。

○狩猟税

狩猟税の納税について、証紙貼付によって納付する方法を廃止するもの。

(参考) 証紙徴収の方法の変更内容

| 税目 | 納付方法 | |
|------|---|---|
| | 【現行】 | 【改正後】 |
| 自動車税 | <ul style="list-style-type: none">証紙貼付による納付収納計器での表示（スタンプ）による納付現金による納付電子申請・納付（ワンストップサービス） | <ul style="list-style-type: none"><u>（廃止）</u>収納計器での表示（スタンプ）による納付現金による納付電子申請・納付（ワンストップサービス） |
| 狩猟税 | <ul style="list-style-type: none">証紙貼付による納付現金による納付県税用納付書による納付 | <ul style="list-style-type: none"><u>（廃止）</u>現金による納付県税用納付書による納付 |

(3) 施行期日等

- 新たな公益信託制度に係る改正：令和8年4月1日、令和9年1月1日
- 納税証紙廃止に係る改正：令和8年4月1日

概要

住民基本台帳法に基づき規定する総務省令の改正による住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用範囲の拡大を受けて、これまで本条例で定めていた住基ネットを利用可能とする独自利用事務について、条例で定める必要がなくなった事務の削除を行うもの

<総務省令改正①>

「住民基本台帳法第30条の15の2に規定する※準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令」の一部を改正する省令の施行（令和7年7月28日）により、住基ネットを利用可能とする事務の拡大

追加事務

- ・特定疾患治療研究事業の実施に関する事務
- ・**先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務**

※準法定事務

住民基本台帳法で住基ネットの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、住基ネットの利用を可能とするため、総務省令に規定。

<総務省令改正②>

「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令」の一部を改正する省令の施行（令和7年8月16日）により、住基ネットを利用可能とする事務の拡大

追加事務

債権管理に関する事務、戦傷病者の死亡の届出に関する事務、採石業者の登録に関する事務、砂利採取業者の登録に関する事務、住民監査請求に関する事務 他16事務

<高知県住民基本台帳法施行条例改正>

条例で県独自に住基ネットを利用可能としていた事務のうち、総務省令改正①及び②により住基ネットが利用可能となった事務と重複する事務を削除

施行期日：公布の日

条例から削除する**債権管理に関する事務**（25項目）

※以下、債権名を記載

県営住宅家賃及び使用料、地域改善対策奨学資金、農業改良資金、林業改善資金 他40事務

条例から削除するその他の事務（5項目）

- ・**先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務**
- ・**戦傷病者の死亡の届出に関する事務**
- ・**採石業者の登録に関する事務**
- ・**砂利採取業者の登録に関する事務**
- ・**住民監査請求に関する事務**

高知県国民健康保険法施行条例の一部改正

1. 条例改正の趣旨

国民健康保険法を施行するために、高知県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金等に関し必要な事項を定めている条例について、**国民健康保険事業費納付金の算定に係る規定の見直し（子ども・子育て支援納付金に係る規定の新設）**を行うもの。

2. 国民健康保険事業費納付金制度の概要（国民健康保険法第75条の7）

- 都道府県は、国民健康保険に関する特別会計において負担する下に掲げる費用に充てるため、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収している。

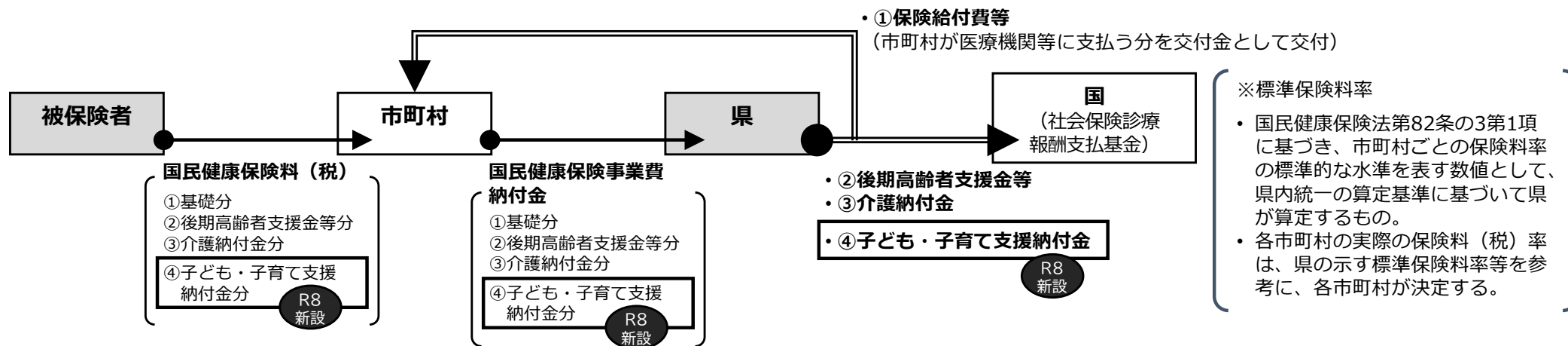
- ①国民健康保険保険給付費等交付金（基礎分）
 …市町村が国民健康保険の被保険者に対して行う療養の給付（診療等の医療給付を指す）等の保険給付に対する交付金（国民健康保険法）
- ②後期高齢者支援金等
 …後期高齢者医療制度（75歳以上の者及び政令で定める障害と認定された者が対象）の医療給付等の財源となる支援金（高齢者医療確保法）
- ③介護納付金 …介護保険制度の医療給付等の財源となる負担金（介護保険法）

- 令和8年4月1日の改正国民健康保険法施行により**子ども・子育て支援納付金分【④】も併せて徴収するものとなる。**

政令において条例で規定することとされている当該納付金分の算定に必要な係数等について、新たに規定を設けるもの。



国民健康保険事業費納付金の位置づけとその流れ



- 県は、毎年度、各市町村に対し、各市町村が納める国民健康保険事業費納付金の額や標準保険料率（※）を通知している。
- 市町村は、県の示した標準保険料率を参考に、加入する被保険者数や所得状況等を考慮して、国民健康保険料（税）の①基礎分、②後期高齢者支援金等分、③介護納付金分について、それぞれの賦課・徴収する率や方法を条例で定めており、令和8年4月1日からは、④子ども・子育て支援納付金分についても同様となる。

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の改正について

令和8年2月議会 国民健康保険課
令和8年度予算額(案) 10,997千円(運用益の積立)

1. 基金の目的

後期高齢者医療広域連合の財政運営の安定化を図るため、医療給付費の見込み以上の増加や保険料の収納不足により生じる財源不足等について、資金の貸付や、保険料の増加の抑制を図るための交付を行う。

2. 改正のポイント

- 令和8年度から子ども・子育て支援金制度創設に伴い、**財政安定化基金拠出金の拠出額が「基礎分」に改められるとともに、新たに「子ども・子育て支援納付金分」が新設されたこと**に伴い条例を改正する。
- 国告示により令和8・9年度の基礎分の標準拠出率は10万分の38(0.038%)、令和8年度の子ども・子育て支援納付金分の標準拠出率は10万分の4(0.004%)と設定されたことに伴い、条例を改正する。※なお、附則において、**基礎分、子ども分ともに拠出率を0%とする。**

3. 基金の拠出率と基金残高等の推移

(1) 財政安定化基金拠出率

- 財政安定化基金の標準拠出率は、厚生労働大臣が2年ごとに定めている。
- 平成30年度以降は、基金残高の状況などを踏まえて、拠出率を「0」としていたが、医療費が急増する見通しから、その対策のため、令和4年度から基金の積立を再開していた。

(2) 積立金の積算方法

- 広域連合の療養の給付費等の見込額に、条例で定める拠出率を乗じて得た額の3倍を積立(国、県、広域連合が1/3ずつ負担)

<基金残高等の推移>

(単位:千円)

| | | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8(案) | R9(案) |
|---------------|------|---------------------------|-----------|--------------------------|-----------|--------------------------|-----------|------------------------------|-----------|------------------------------|-----------|----------------------------------|-------|
| 拠出率 (県拠出率) | | 0.041% (0.041%) | | 0.040% (附則で0%) | | 0.038% (附則で0%) | | 0.038% (附則で0.033%) | | 0.041% (附則で0.030%) | | 基礎分 0.038% (附則で0%) | |
| | | | | | | | | | | | | 子ども分 0.004% (附則で0%) | 未定 |
| 積立金 | 元本 | 170,427 | 170,425 | 運用益のみ積立 | | | | 143,907 | 143,906 | 137,541 | 137,538 | 運用益のみ積立 | |
| | うち県分 | 56,809 | 56,808 | | | | | 47,969 | 47,969 | 45,847 | 45,846 | | |
| 年度末残高(5月末) | | 956,343 | 1,128,104 | 1,128,839 | 1,129,277 | 1,129,816 | 1,130,000 | 1,274,186 | 1,418,477 | 1,556,734 | 1,701,782 | 1,712,778 | - |

○貸付実績・・・なし
○交付実績・・・2回 ※国の指示に基づく保険料増加の抑制(H22・23改定時:6.5%を1.5%に抑制、H24・25改定時:16.2%を9.9%に抑制)(見込み)

4. 基金積立の背景(令和4年2月時点)

(1) 団塊の世代が後期高齢者に移行することによる被保険者及び医療費の増加

- 令和4~7年度に被保険者が急増し、令和9年度に向けて医療費が急増する見込み

(2) 同規模の他県と比べて基金残高が少ない

- 本県の基金残高は、被保険者数や一人当たり医療費が同水準の佐賀県と比較すると、総額で約5億2千万円、1人当たりで4,482円低くなっている。

【被保険者数が同規模県の状況】

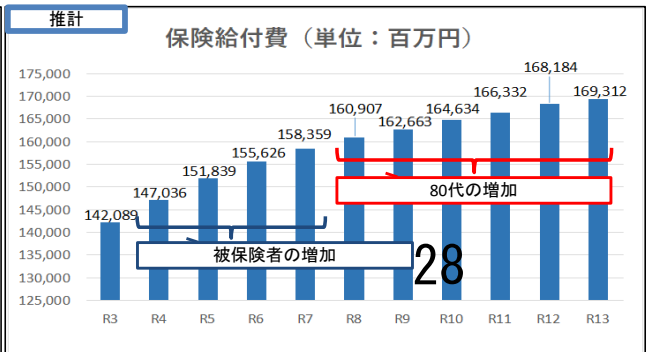
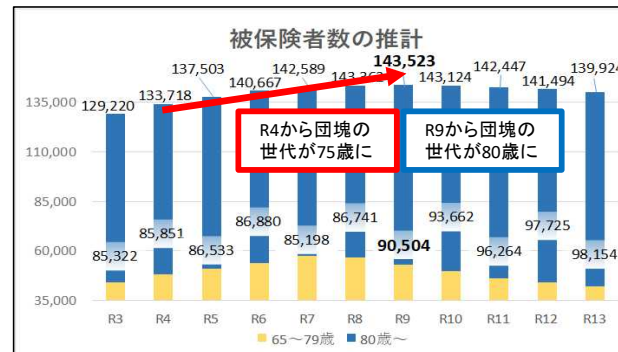
| | 被保険者数(人) | 総医療費(千円) | 安定化基金残高(百万円) | 一人当たり医療費(円) | 一人当たり安定化基金残高(円) | 総医療費に占める安定化基金の割合 |
|-----|----------|-------------|--------------|-------------|-----------------|------------------|
| 佐賀県 | 124,455 | 135,253,506 | 1,659 | 1,085,919 | 13,329 | 1.23% |
| 高知県 | 127,700 | 150,748,528 | 1,130 | 1,183,694 | 8,847 | 0.75% |

※安定化基金残高のみR2年度末、それ以外はR元の情報

【直近の状況】

| 都道府県 | 被保険者数(人) | 総医療費(千円) | 安定化基金残高(百万円) | 一人当たり医療費(円) | 一人当たり安定化基金残高(円) | 総医療費に占める安定化基金の割合 |
|------|----------|-------------|--------------|-------------|-----------------|------------------|
| 佐賀県 | 129,861 | 144,937,054 | 1,672 | 1,116,092 | 12,875 | 1.15% |
| 高知県 | 134,069 | 156,761,716 | 1,702 | 1,169,265 | 12,658 | 1.08% |

※安定化基金残高のみR7年度末、それ以外はR6の情報



5. 基金積立の方向性(令和8年2月議会説明)

令和8年度以降に医療費が急増する見込みであることを踏まえて同規模の他県と同程度の基金残高(約16億円)を目指して、令和4年度から計画的に積立を行っていたが、令和7年度末残高が目標額に達したため、令和8年度以降は、**運用益のみの積立とする。**

また、子ども・子育て支援納付金分の拠出については、拠出額が少額であり、必要性が生じた場合でも基礎分で対応可能なことから積み立ては行わないこととする。

- 運用益のみ積立
令和8年度運用益 10,997千円(案)

6. 拠出率について

○基礎分:国告示に基づき10万分の38に改めるが、**基金残高が目標額(約16億円)に達したため、附則において、拠出率を0%とする。**

○子ども分:国告示に基づき10万分の4と定めるが、**附則において、拠出率を0%とする。**

○運用益のみ積立をする。

7. 施行日

令和8年4月1日

1 条例改正の趣旨

✓ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの

【参考】法改正の概要（より活発な創薬が行われる環境の整備（条件付き承認制度（国所管）の見直し））

✓ 希少・重篤な疾患治療を対象に、探索的臨床試験※1等で、一定程度の有効性・安全性が確認され、臨床的有用性が合理的に予測可能な場合に、事後に検証的臨床試験※2等を行うことを条件に医薬品等の承認を可能とする。



※1 探索的臨床試験

少数の患者を対象に、医薬品等の有効性、安全性を検討し、用法・用量等を設定するための試験

※2 検証的臨床試験

多数の患者を対象に、探索的臨床試験を踏まえ設定した用法・用量等での安全性・有効性を検証するための試験

2 条例改正の内容

| 新 | 旧 |
|---|---|
|---|---|

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る事務の手数料）

第19条 県は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）～略～に係る次の表の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料として、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を徴収する。

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 金額 | 事務の内容 | 手数料の名称 | 金額 |
|--|--------------------------------|----|--|--------------------------------|----|
| 25 法第14条第6項（同条第13項において準用する場合を含む。）～の規定に基づく～製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査 ア～コ 略 | 医薬品又は医薬部外品の適合性調査手数料 | 略 | 25 法第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）～の規定に基づく～製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査 ア～コ 略 | 医薬品又は医薬部外品の適合性調査手数料 | 略 |
| 26 法第14条第6項～の規定に基づく～製造管理又は品質管理の方法に係る定期適合性調査 ア～コ 略 | 医薬品又は医薬部外品の定期適合性調査手数料 | 略 | 26 法第14条第7項～の規定に基づく～製造管理又は品質管理の方法に係る定期適合性調査 ア～コ 略 | 医薬品又は医薬部外品の定期適合性調査手数料 | 略 |
| 27 法第14条第8項～の規定に基づく～製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査 ア～コ 略 | 医薬品又は医薬部外品の必要時適合性調査手数料 | 略 | 27 法第14条第9項～の規定に基づく～製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査 ア～コ 略 | 医薬品又は医薬部外品の必要時適合性調査手数料 | 略 |
| 28 法第14条第13項～の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査 ア～オ 略 | 医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 | 略 | 28 法第14条第15項～の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査 ア～オ 略 | 医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 | 略 |

29

【施行日 令和8年5月1日】

1 条例改正の趣旨

療育福祉センターが実施する業務のうち、障害児を対象としている**短期入所等サービスの対象年齢（期間）**を改正しようとするもの。

【改正理由】

■ 現行

- ・短期入所等サービスは、年齢制限のある障害福祉サービスではないが、療育福祉センターは**障害児を支える複合施設**であることから、条例において**障害児を対象としている（障害児は、法律上で18歳未満と定義）**。

■ 経緯

- ・短期入所サービスの利用者の保護者から、**18歳に達した年度末まで継続利用したいという要望**

■ 対応

- ・障害児を支える複合施設との観点を維持しつつ、利用者ニーズに応えることとし、**対象年齢（期間）を18歳に達した年度末まで**※とする。

※ 併せて、利用者の福祉に関する相談等に対応する「基本相談支援サービス」及び「計画相談支援サービス」も同様に対応

2 条例改正の概要

| 新 | 旧 |
|---|--|
| (業務) | (業務) |
| 第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。 | 第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。 |
| (1) 略 | (1) 略 |
| (2) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち同条第8項に規定する短期入所並びに同法第5条第20項に規定する基本相談支援及び同条第19項に規定する計画相談支援に係る業務であって、次に掲げるもの ア <u>障害児</u> （障害者総合支援法第4条第2項に規定する障害児をいう。イにおいて同じ。） <u>を対象とする業務</u> イ <u>障害児であった者であって当該者が18歳に達したことにより障害児の要件に該当しなくなったもののうち、当該18歳に達した日の属する年度の末日までにある者を対象とする業務</u> | (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち同条第8項に規定する 短期入所（障害児（同法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下この号において同じ。）に係るものに限る。） 並びに同法第5条第20項に規定する 基本相談支援（障害児に係るものに限る。） 及び同条第19項に規定する 計画相談支援（障害児に係るものに限る。） に係る業務 |
| (3) ~ (6) 略 | (3) ~ (6) 略 |

3 施行期日

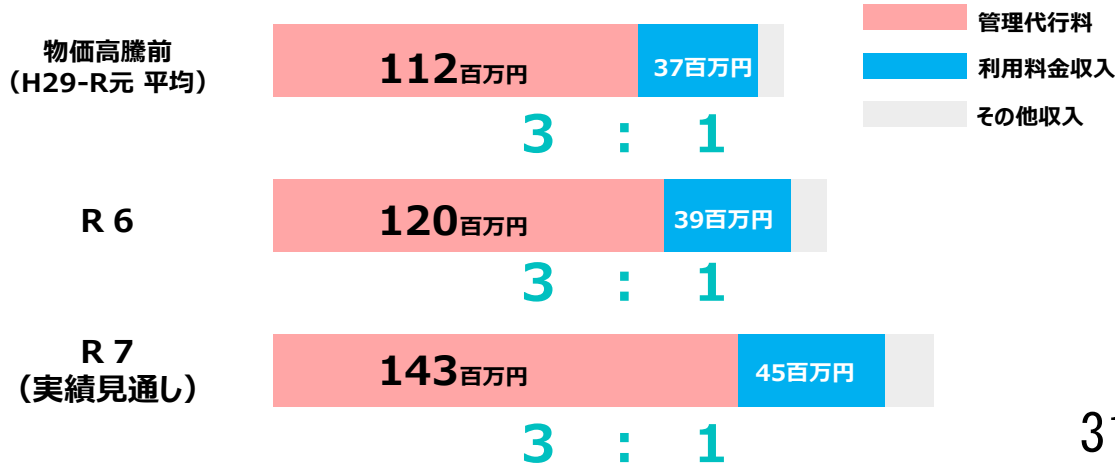
令和8年4月1日

改定の概要

- 近年の物価高騰等を踏まえ、一部施設の**利用料金の条例基準額を改定**するもの
【補足】
 - ・改定後の条例基準額は、**利用料金承認した額（R7年4月）と同額**を予定
 - ・そのため、**県民の窓口負担額が変わるものではない**

経緯・考え方

- **R7年4月 利用料金承認（条例に基づく知事承認）**
 - ・ 指定管理者との協議の上、物価高騰等を踏まえ**条例承認の範囲内**（条例基準額の0.5～2倍）**での引上げを承認（4/18から適用）**（R7年4月業務概要委員会で報告済）
- **R7年度実績見通し（R7年12月末時点）**
 - ・ **R7年4月承認後の利用料金額を踏まえたR7年度実績見通し**では、管理代行料と利用料金収入との比率は**物価高騰前比率※を維持**
 ※物価高騰前の管理代行料と利用料金収入との割合
- **条例改正の考え方**
 - ・ 条例基準額を、**物価高騰前の比率を維持することができる額（=R7年4月承認額）**に引き上げようとするもの



料金改定の内容

県民体育館（室内プール）

[単位：円]

| 区分 | 改定前 | | | 改定後 | | | | |
|------|------|---------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| | 全日 | 回数券 | | 全日 | 回数券 | | | |
| | | 12枚綴 | 30枚綴 | | 12枚綴 | 30枚綴 | | |
| 冷水期間 | 個人利用 | 小学生 | 40 | 390 | 790 | 80 | 730 | 1,460 |
| | | 中・高・大学生 | 80 | 790 | 1,590 | 140 | 1,370 | 2,730 |
| | | 一般 | 120 | 1,190 | 2,390 | 190 | 1,820 | 3,640 |
| 温水期間 | 個人利用 | 小学生 | 100 | 1,000 | 2,000 | 190 | 1,820 | 3,640 |
| | | 中・高・大学生 | 210 | 2,100 | 4,200 | 280 | 2,730 | 5,460 |
| | | 一般 | 300 | 3,150 | 6,310 | 370 | 3,640 | 7,280 |

武道館

[単位：円]

| 区分 | | 改定前 | 改定後 | | |
|--------------------|-------------------|-----------------------|-----------------|------------|-------|
| 本館 | 個人利用 | 試合場又は練習場 (8:30～21:00) | 学生 50 一般 190 | 100 280 | |
| | | 試合場又は練習場(1月単位) | 学生 260 | 390 | |
| | 附属設備 | 試合場 照明 (1時間につき) | 半面 | 210 | 420 |
| | | | 全面 | 500 | 1,000 |
| | | 試合場 冷暖房設備 (1時間につき) | 冷房 | 2,610 | 3,910 |
| | | | 暖房 | 3,650 | 5,460 |
| 練習場 冷暖房設備 (1時間につき) | 冷房 | 390 | 770 | | |
| | 暖房 | 340 | 680 | | |
| (分弓道場) | 個人利用 (8:30～21:00) | 学生 | 50 | 100 | |
| | | 一般 | 190 | 280 | |
| | 個人利用 (1月単位) | 学生 | 260 | 510 | |
| | | 一般 | 980 | 1,460 | |

弓道場

[単位：円]

| 区分 | | 改定前 | 改定後 |
|----------------|------|-----|-----|
| 会議室 (1時間につき) | 大会議室 | 570 | 850 |
| | 中会議室 | 410 | 610 |
| | 小会議室 | 100 | 150 |
| 冷暖房設備 (1時間につき) | 大会議室 | 300 | 600 |
| | 中会議室 | 100 | 200 |
| | 小会議室 | 50 | 100 |

(注) 県民体育館の附属設備使用料（照明や冷暖房等）については、R7年4月の承認の際、条例基準額の0.6倍から0.8倍へ引き上げを承認したものであるため、今回条例改正は行わない。

条例改正の趣旨

- 道路の占有許可の対象施設等は道路法・道路法施行令で、当該占有許可に係る占有料は条例でそれぞれ規定
- 今回、道路法施行令が改正され、占有許可対象施設が新たに二つ追加された
- 新たに追加された二つの施設に係る占有料を定めようとするもの

条例改正の内容

追加施設

① 水素供給施設（水素ステーション）



出典：経済産業省資源エネルギー庁資料
(今後の水素ステーション政策の方向性について)

② 備蓄倉庫、非常用電気供給施設等



備蓄倉庫

出典：国土交通省九州地方整備局HP



非常用電気供給施設

出典：国土交通省中部地方整備局HP

災害用トイレコンテナ



出典：国土交通省資料
(災害応急対策移動施設導入に係る無利子貸付制度の創設)

政令改正の概要

- ✓ 道路の脱炭素化に資するもの※として新たに追加
 - ※ 電気自動車に係る電気充電スポットは、従前から規定
- ✓ 無余地性基準※の適用を除外
 - ※ 道路敷地以外に余地がない場合に限り占有許可できるとする基準

- ✓ 防災拠点自動車駐車場への設置に限定されていたものが、今回、一般の道の駅等への設置も可能に
- ✓ 災害応急対策移動施設（災害時対応のトイレコンテナ等）については、無余地性基準の適用を除外

占有（設置）箇所

道路の附属物である自動車駐車場（道の駅※等）

※ 道路管理者が整備した区域への設置（占有）に限る。

占有料

時価※1に0.018※2を乗じて得た額／㎡・年

※1 近傍類似の土地の時価 ※2 休憩所、給油所等を占有（設置）する場合と同利率に設定

1 概要

令和6～9年度の4年間を計画期間とする高知県立病院第8期経営健全化計画を近年の物価高騰や賃金水準上昇を踏まえ、計画期間の折り返しにあたる令和8年度に改定し、次の4つの視点から各種取組をバージョンアップすることで、病院経営の更なる悪化を防ぐ。

- ①医療の質や患者サービスの向上による患者の確保 ②医療の質の向上等による診療単価の増 ③医療ニーズに応じた人員体制の適正化 ④効率的な調達等を通じた費用抑制

その際には、病院経営の要となる医師の労働環境を整備する「他職種へのタスクシフト」や医療の質や患者サービスの向上を図る「医療機能の充実」が必要。これらの取組を実施する医療スタッフの体制を強化するため、公営企業局の職員定数の上限を定める高知県職員定数条例の一部を改正する。

2 改正内容

現行 【860人】
 <内訳>
病院事業：800人
 + 電気工水事業60人



改正後 【920人】
 <内訳>
病院事業：860人
 + 電気工水事業60人

3 改正の内訳

| 増減理由 | 病院事業 | | | | 電気工水事業 | 公営企業局全体 |
|--|-----------|---|-----------|------------|------------|------------|
| | 医師 | コメディカル等 職種 | 人数 | 看護師 助産師 | | |
| 医師のタスクシフト ・チーム医療 ・院内助産 ・薬学的管理 等 | | 薬剤師 臨床検査技師 臨床工学技士 放射線技師 視能訓練士 等 | 19 | 8 | 27 | |
| 医療機能の充実 ・急性期医療 ・早期リハビリテーション ・地域包括ケアシステム 等 | 12 | 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 ソーシャルワーカー 等 | 15 | 6 | 33 | |
| 増減計 | 12 | | 34 | 14 | 60 | 60 |
| 現時点の職員定数 | | | | | 800 | 860 |
| 改正後の職員定数 | | | | | 860 | 920 |
| (参考) R7.4.1職員数 | 109 | | 186 | 537 | 832 | 885 |

※R7.4.1職員数には、条例上、定数外にできる育児休業者、病休退職者、長期研修職員等を含む

6 今後の対応方針

条例改正後の各年度の職員配置にあたっては、その都度、患者数の動向や診療報酬の改定の状況などを見極めながら、適正な職員数を精査し配置。

4 増員の考え方

<医師のタスクシフト> 医師の労働環境整備により、医師の安定確保を目指す

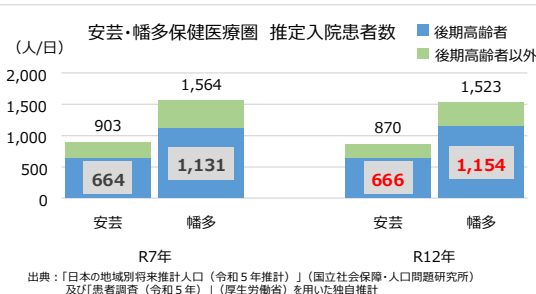
- 時間外勤務の上限規制が令和6年度から医師にも適用
- これまでのチーム医療等のタスクシフトにより、令和5年度と令和7年度の比較で医師の時間外勤務数が約12%減※など、一定の成果 ※年間平均時間外勤務数:令和5年度:555時間→令和7年度:490時間(見込み)
- 一方、1人当たりの時間外勤務が年間720時間超の診療科も未だに存在。継続してタスクシフトに取り組む必要

<医療機能の充実> 医療スタッフの増員により、患者サービス向上と収益確保を目指す

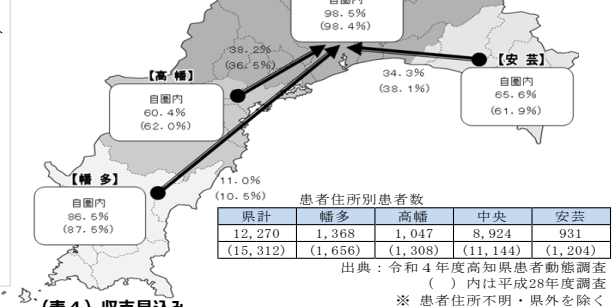
- 複数疾患を持つ高齢者等への対応充実…総合診療医等の増
- 緊急度が高い心疾患、脳疾患等、救急医療体制の充実…脳神経外科医、循環器内科医等の増
- 早期回復に向けた早期リハビリ体制の充実…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の増

5 患者数と収支の見込み

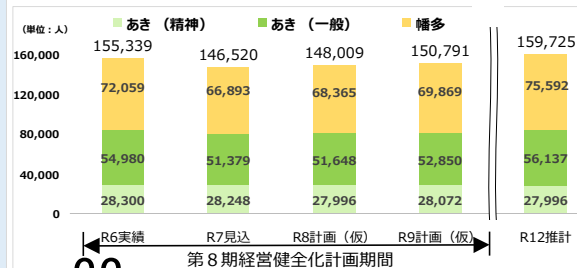
(表1) 安芸・幡多保健医療圏の入院患者数見込み（1日あたり）



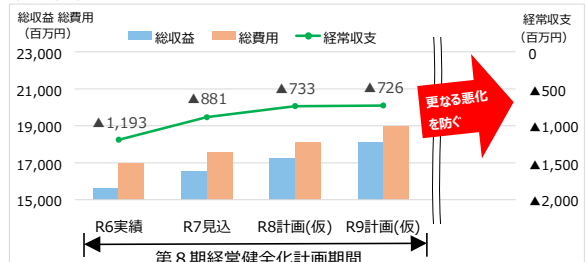
(表2) 圏域別入院患者の受療動向（全診療科）



(表3) 県立病院の延入院患者数見込み（年間あたり）



(表4) 収支見込み



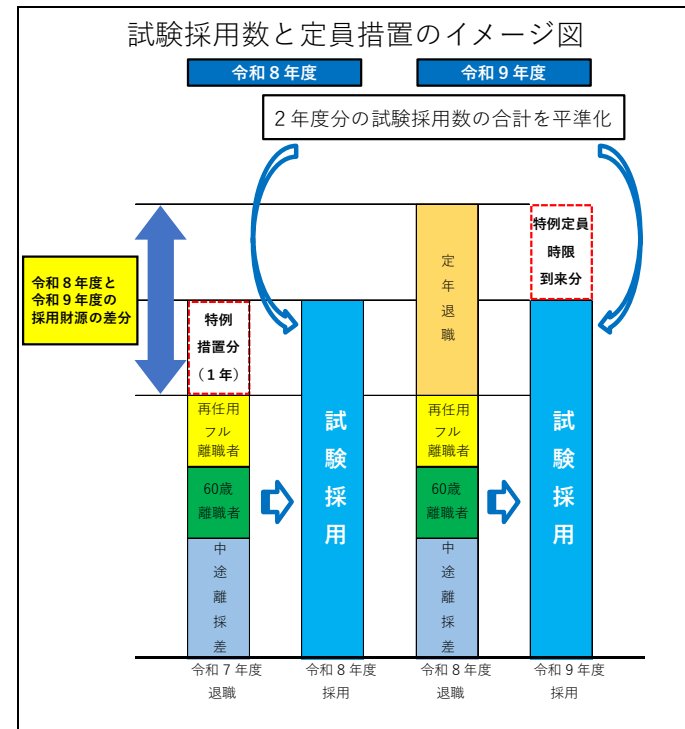
「高知県警察の設置及び定員に関する条例」の一部改正【高知県警察本部 警務課】

一部改正の理由

令和5年度から段階的に実施されている地方公務員の定年引上げにより、定年が引き上がる年度は定年退職者が発生しないことに伴い、年度によって差が生じる新規採用数の平準化を図るための時限的な措置として、**地方警察官の定員の基準を定めた警察法施行令（昭和29年政令第151号）**が一部改正されることに伴い、警察官の階級別定員を改めようとするもの

定年引上げに伴う政令定員措置の方向性

- 令和5年度から地方公務員の定年（従来60歳）が2年に1歳ずつ引き上げられ、令和13年度には65歳となる。
 - このため、令和6年度から定年の段階的引上げが完了するまでの間、
 - ① 定年が引き上がる年度は定年退職者が発生しない → **翌年度は、例年通りの新規採用数が確保できない**
 - ② その翌年度には、定年退職者が発生 → **新規採用数が、前年度に比較して増加（格差が発生）**
 というサイクルが繰り返されることとなる。
 - 1年ごとに新規採用数（試験採用数）に大きな凹凸が生ずれば、組織運営に支障を来すことから、令和14年度までの間、定年が引き上がる翌年度に1年時限で新規採用のための政令定員（特例定員）（※1）が措置される。
- ※1 政令定員…警察法施行令に定める地方警察職員たる警察官の定員



高知県警察の定員措置（令和6年度から令和15年度まで）

政令定員措置の方向性に合わせ、当県の条例定員についても、

- ① 定年が引き上がる翌年度（直近では令和8年度）に条例定員を1年時限で増員
 - ※令和10年度以降の増員数は、各年度の定員の純増減、欠員状況等を踏まえた必要数を都度算出して決定する
 - **翌年度の採用予定人員を前倒しで採用することにより採用者数の平準化が図られる**
 - ② その翌年度（直近では令和9年度）には時限的増員を解除
 - **退職者数は前年度に比較して増加するが、前年度に前倒しして新規採用を行っているため、新規採用数の増加幅が抑えられ、新規採用数の平準化が図られる**
- という措置を、令和15年度まで繰り返し実施して、新規採用数の平準化を図ろうとするもの

| 年度 | 定年の段階引上げ期間 | | | | | | | | | | 終了 | | | | |
|-------|------------|-------|-------------------|-------|-----------------------|-------|-------------------|-------|-----------------------|-------|-------------------|--------|-------------------|--------|-----------------------|
| | R5年度 | R5年度末 | R6年度 | R6年度末 | R7年度 | R7年度末 | R8年度 | R8年度末 | R9年度 | R9年度末 | R10年度 | R10年度末 | R14年度 | R14年度末 | R15年度 |
| 定年年齢 | 61歳（引上げ） | | 61歳 | | 62歳（引上げ） | | 62歳 | | 63歳（引上げ） | | 63歳 | | 65歳 | | 65歳 |
| 定年退職者 | なし | | あり | | なし | | あり | | なし | | あり | | あり | | あり |
| 採用者数 | 平常 | 減少 | 減少 | 平常 | 減少 | 減少 | 平常 | 減少 | 平常 | 減少 | 平常 | 減少 | 減少 | あり | 平常 |
| 定員措置 | 現在 | | 4人増員（1年限定） | | 増員解除 | | 2人増員（1年限定） | | 増員解除 | | ●人増員※別途算出（1年限定） | | ●人増員※別途算出（1年限定） | | 増員解除 |
| 警察官定員 | 1,611人 | | 1,615人 | | 1,611人 | | 1,613人 | | 1,611人 | | ○人 | | ○人 | | 1,611人 |
| 採用者数 | 平常 | | 4人前倒し採用 =減少が緩和 | | 4人を前年度に採用済み =増加が緩和 | | 2人前倒し採用 =減少が緩和 | | 2人を前年度に採用済み =増加が緩和 | | ●人前倒し採用 =減少が緩和 | | ●人前倒し採用 =減少が緩和 | | ●人を前年度に採用済み =増加が緩和 |

採用を平準化！

施行日

令和8年4月1日

1. 議案の概要等

- 県がFC東洋に貸し付けた資金の返済が滞っていることから、支払いを求める訴訟を提起することについて、地方自治法の規定により議決を求めるもの。
- 主債務者は代表者死亡後、新たな代表が擁立されておらず、令和3年9月25日以降の返済がない。
- 訴えの主目的は、主債務が令和8年9月24日で時効を迎えるため、FC東洋に対する訴訟により時効の更新の措置を講じること。
- 時効の更新の方法については、弁護士と相談のうえ訴訟を選択。

2. 債権の概要

| | | |
|----------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 名称 | 昭和61年度中小企業近代化資金（高度化資金） | |
| 貸付先 | 企業組合フィッシングセンター東洋（FC東洋） | |
| 貸付日 | 昭和62年10月15日 | |
| 資金使途 | ホテル建設費用 | |
| 貸付額 | 189,780,000円 | |
| 既償還額 | 37,271,867円 (R8.1.23時点) | |
| 未償還額 | 152,508,133円 (R8.1.23時点) | 計 755,193,166円 (R8.1.23時点) |
| 違約金 | 602,685,033円 (R8.1.23時点) | |
| 主債務者 | FC東洋 | |
| 相続人及び 連帯保証人 | 相続人：A（亡代表理事の妻） | |
| | 連帯保証人：B（貸付契約時の理事） | |
| | その他、相続関係等について調査中 | |

3. 時効の更新措置等

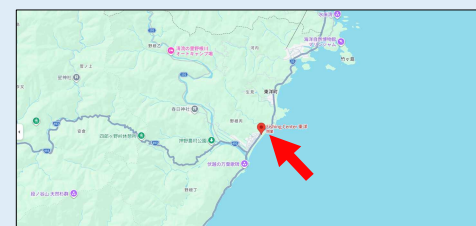
- 訴訟以外の方法を検討したところ、延滞金部分に時効の更新の効力が及ばない可能性がある等のリスクがあることが分かり、最も確実に時効の更新が可能な訴訟に踏み切ることとなった。
- 本件訴訟に勝訴後は債務名義を取得するため、時効の更新については動産執行で対応していく予定。

4. 返済の状況等

- S.61. 9. 3 東洋町の民宿・遊漁船業者によりFC東洋設立
- S.62. 3.31 FC東洋と県で契約締結
- S.62.10.15 貸付実行
- S.62.10.31 操業開始
- H2. 3.31 初回償還日 → 償還されず
- H13. 6.26 初の償還（10万円）
以後、断続的に少額の返還
- H18～R3 年額168万円返還
- R3.12 代表理事 死亡
- R8.1時点³⁵Aから月額14万円を回収中

5. 施設の概況

○ 所在地：安芸郡東洋町野根丙2176-31



第1 概要

須崎斎場運営一部事務組合（R7年度新設）の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務（右参考図の①）を、県が受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの。

第2 背景・課題

行政不服審査においては、第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会への諮問手続が必要

【市町村等（一部事務組合を含む。）の課題】

- ①処理件数が少なく、専門性やノウハウの蓄積が進まない
- ②行政不服審査会の委員の確保が困難

第3 課題への県の対応

県が主体となって市町村等の行政不服審査会事務の**共同処理**を進めることで、**業務の効率化**とともに、**専門性の蓄積・共有化**を図っている。

（市町村等は、県が設置している「高知県行政不服審査会」に諮問）

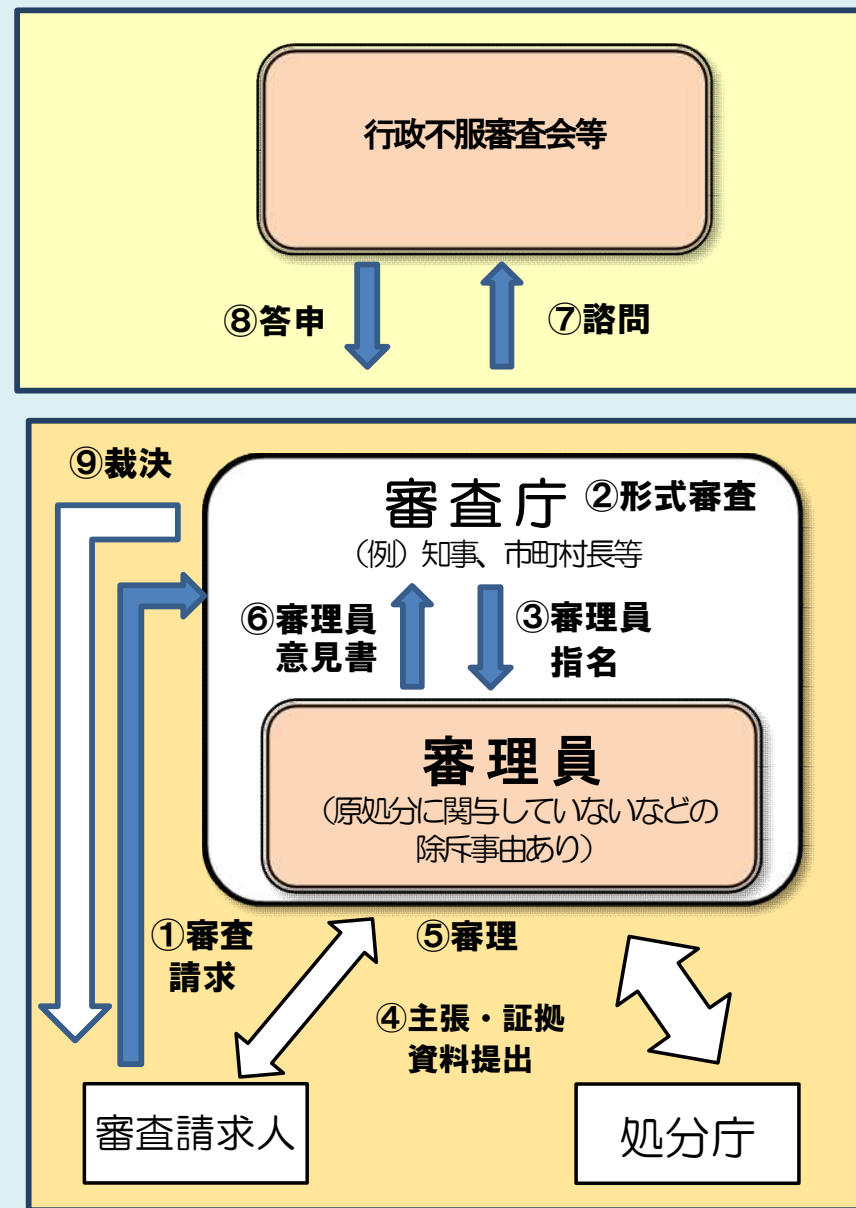
【施行日】令和8年4月1日

【規約締結団体】須崎斎場運営一部事務組合
（須崎市、土佐市、津野町で構成）

※その他に、これまでに、室戸市ほか59団体（一部事務組合及び広域連合を含む。）と規約を締結（うち1団体は規約廃止）

参考図

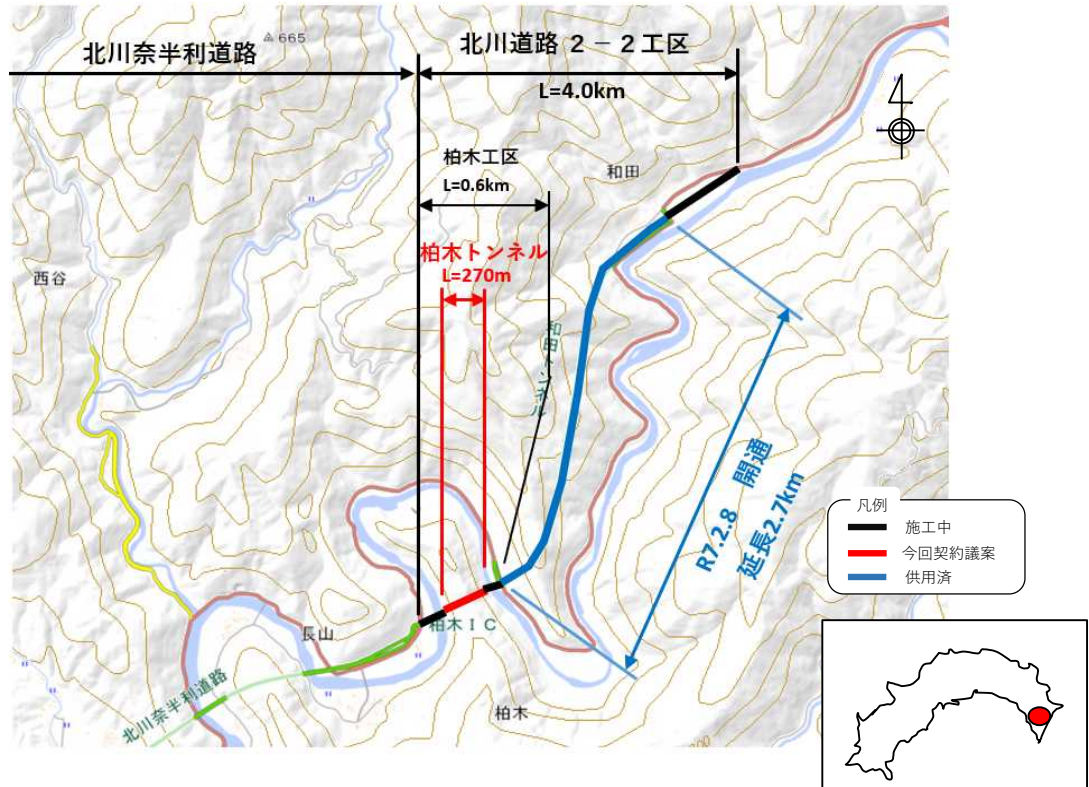
①共同処理をする事務
（県が受託する事務）



②市町村等が行う事務

国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事
 （道改国（債）第2-3-1号）

1 位置図



2 工事概要

| | |
|--------|---|
| 路線名 | 一般国道493号 |
| 工区名 | きたがわ 北川道路2-2工区（延長 L=4,000m） |
| 施工場所 | あきぐんきたがわむらかしわぎ 安芸郡北川村柏木 |
| 工事内容 | かしわぎ 柏木トンネル トンネル工（NATM） L=270m |
| 事業内容 | 一般国道493号北川道路2-2工区は、四国8の字ネットワークを構成する地域高規格道路阿南安芸自動車道の一部として、北川村和田から柏木間において平成25年度から着手している。 当事業は、災害時における広域的な救助・救援ルートの確保及び道路防災上の危険箇所の回避を目的としたバイパス整備事業である。 令和7年度中にトンネル本体工事に着手する。 |
| 入札方法 | 一般競争入札 |
| 応札業者 | 3者 |
| 契約の相手方 | 大旺新洋・轟組・三谷組特定建設工事共同企業体 |
| 完成期限 | 令和10年3月17日 |
| 契約金額 | 1,389,080,000円 |

●工事概要

- ・工事名：春遠ダム（春遠第1ダム）本体建設工事
- ・工事番号：春遠ダム本体（債）第1号
- ・請負者：熊谷・須工ときわ・伊与田特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社熊谷組
- ・契約日：R4. 10. 14
- ・工期：（変更前）R4. 10. 17～R9. 3. 7
（変更後）R4. 10. 17～**R9. 8. 31（177日 延長）**
- ・契約額：（変更前）3,937,604,000円
（変更後）**4,291,298,000円（353,694,000円 増額）**
- ・状況：堤体コンクリート打設および基礎処理工を実施中。



●契約金額の増額

①インフレスライド条項の適用による変更

変更理由

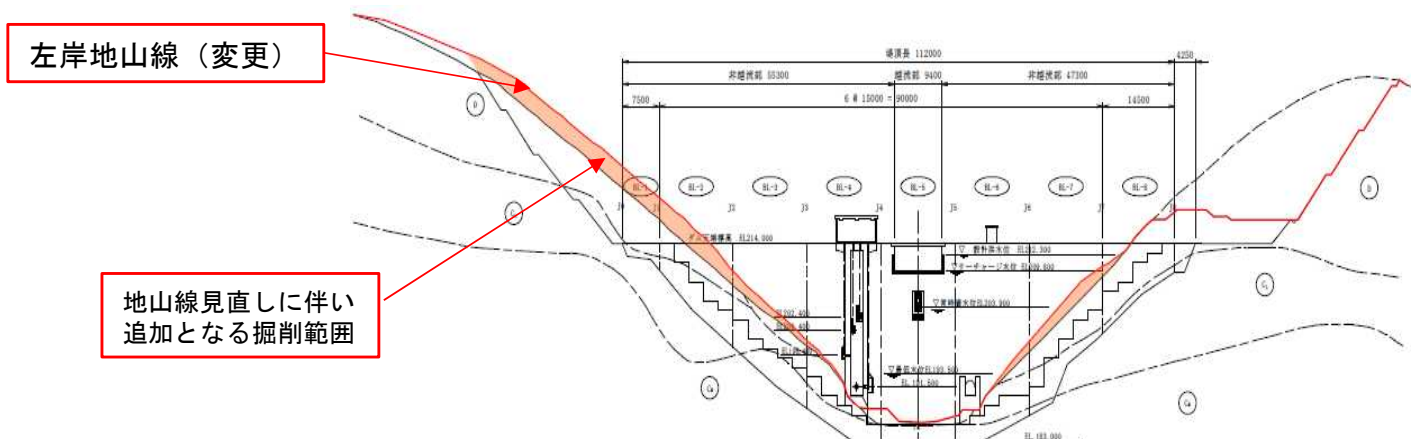
工事契約後に生じた建設資材や労務単価の大幅な上昇への対応として、受注者から請求のあった3回のインフレスライド条項を適用することに伴い契約金額を増とする。

※ 工事請負契約書26条第6項（インフレスライド条項）に基づく変更

②現況地盤線の見直しに伴う堤体基礎掘削の増等

変更理由

ドローンによる詳細な起工測量の結果、現況地盤線の見直しが必要となったことに伴い、本体基礎掘削及び残土処分について増となる。



●完成期限の延長

- ・堤体基礎掘削の増等に対応するため工期を延長

変更理由

ドローンによる起工測量の結果、現況地盤線の見直しが必要となったことに伴い、堤体コンクリート打設時の関連する工種を含めて工程の見直しを行い、必要な日数を確保するため工期を延長する。

令和7年度1月専決（R8.1.23）予算編成の概要

一般会計総括

(1) 歳入

(単位 千円、%)

| 区 分 | 令 和 7 年 度 | | | 前年度12月補正後 | 前年度12月比増減 |
|----------------|---------------|---------|---------------|---------------|-----------|
| | 現計予算(A) | 補正額(B) | 計 (A+B=C) | (D) | (C-D)/(D) |
| (1) 一般財源 | 330,364,944 | 122,053 | 330,486,997 | 326,263,928 | 1.3 |
| 県 税 | 71,109,636 | | 71,109,636 | 67,793,441 | 4.9 |
| 地方消費税清算金 | 38,439,057 | | 38,439,057 | 36,747,985 | 4.6 |
| 地方譲与税 | 16,896,994 | | 16,896,994 | 15,030,285 | 12.4 |
| 地方交付税等 (7+イ) | 183,071,366 | | 183,071,366 | 181,922,000 | 0.6 |
| (うち地方交付税) ア | (183,071,366) | | (183,071,366) | (181,922,000) | (0.6) |
| (うち臨時財政対策債) イ | | | | (605,000) | 皆減 |
| 財調基金取崩ウ | 7,169,019 | 122,053 | 7,291,072 | 9,005,146 | △ 19.0 |
| その他 | 13,678,872 | | 13,678,872 | 15,765,071 | △ 13.2 |
| (2) 特定財源 | 179,331,922 | 699,648 | 180,031,570 | 176,219,345 | 2.2 |
| 国庫支出金 | 85,397,165 | 699,648 | 86,096,813 | 80,357,934 | 7.1 |
| 県 債 エ | 59,706,400 | | 59,706,400 | 61,037,300 | △ 2.2 |
| (うち行革債・退手債) オ | (3,000,000) | | (3,000,000) | (3,000,000) | |
| 減債基金(ルール外分)等 カ | 3,392,890 | | 3,392,890 | 4,555,521 | △ 25.5 |
| その他 | 30,835,467 | | 30,835,467 | 30,268,590 | 1.9 |
| 総計 (1)+(2) | 509,696,866 | 821,701 | 510,518,567 | 502,483,273 | 1.6 |

| | | | | | |
|---------------------|------------|---------|------------|------------|--------|
| 県債計 (イ+エ:再掲) | 59,706,400 | | 59,706,400 | 61,642,300 | △ 3.1 |
| 財源不足額 (ウ+オ+カ:再掲) | 13,561,909 | 122,053 | 13,683,962 | 16,560,667 | △ 17.4 |

(2) 歳出

(単位 千円、%)

| 区 分 | 令 和 7 年 度 | | | 前年度12月補正後 | 前年度12月比増減 |
|-------------|-------------|---------|-------------|-------------|-----------|
| | 現計予算(A) | 補正額(B) | 計 (A+B=C) | (D) | (C-D)/(D) |
| (1) 一般行政経費等 | 390,753,159 | 821,701 | 391,574,860 | 378,944,509 | 3.3 |
| 人 件 費 | 112,582,503 | 6,870 | 112,589,373 | 115,386,521 | △ 2.4 |
| 扶 助 費 | 12,861,299 | | 12,861,299 | 12,333,371 | 4.3 |
| 公 債 費 | 69,270,901 | | 69,270,901 | 68,574,140 | 1.0 |
| その他 | 196,038,456 | 814,831 | 196,853,287 | 182,650,477 | 7.8 |
| (2) 投資的経費 | 118,943,707 | | 118,943,707 | 123,538,764 | △ 3.7 |
| (補助)普通建設事業費 | 80,964,670 | | 80,964,670 | 83,725,405 | △ 3.3 |
| (単独)普通建設事業費 | 31,489,293 | | 31,489,293 | 33,023,016 | △ 4.6 |
| 災害復旧事業費 | 6,489,744 | | 6,489,744 | 6,790,343 | △ 4.4 |
| 総計 (1)+(2) | 509,696,866 | 821,701 | 510,518,567 | 502,483,273 | 1.6 |

令和8年度 当初予算（案）の概要

～「共感」と「前進」の好循環へ～



高知龍馬空港 国際線ターミナルビル完成予想図



よさこい高知文化祭2026



R7.9.10 (株)ワーク・ライフバランスとの協定締結式

■ 一般会計当初予算額 **5,071**億円（対前年度比 +330億円、+7.0%）

※平成15年度以来の規模（平成15年度当初 5,096億円）

予算編成の考え方

本県の最重要課題である**人口減少などの課題克服**に向けて、より一層成果にこだわるとともに、「生まれ変わる勇気を発揮できる」1年となるよう、**より踏み込んで挑戦**するための予算を編成

柱 1 戦略的な人口減少対策の推進

- 「元気な未来創造戦略」に基づき、「高付加価値型経済への転換」や「多様な人材が活躍できる環境の実現」などに重点を置いて施策を強化し、人口減少対策を推進
- 民間活力の活用も含め「オール高知」の体制を深化

柱 3 災害に強い県土づくり

- 県民の安全、安心の確保と地域経済の発展に資する観点から、災害に強い道路網や浦戸湾の三重防護など、**防災・減災対策をはじめとしたインフラ整備を加速**



柱 2 目指すべき3つの高知県像の実現

- 目指すべき高知県像「**いきいきと仕事ができる高知**」、「**いきいきと生活ができる高知**」、「**安全・安心な高知**」の実現に向け施策を展開
- 「**デジタル化**」、「**グリーン化**」、「**グローバル化**」の3つの視点で施策を強化

柱 4 持続可能な財政運営

- 県勢浮揚に向けた施策を着実に実行するため、国の有利な財源の活用や事務事業のスクラップアンドビルドにより、**今後の財政運営の持続可能性を確保**

柱 1 戦略的な人口減少対策の推進

- 「元気な未来創造戦略」に基づき、「高付加価値型経済への転換」や「多様な人材が活躍できる環境の実現」などに重点を置いて施策を強化し、人口減少対策を推進
- 民間活力の活用も含め「オール高知」の体制を深化

当初予算のポイント

Point 1 : 高付加価値型経済への転換

- 官民協働で構築した「経営改革モデル」の横展開などを通じて、事業者の高付加価値型経営への転換を促進するとともに、賃上げ原資を直接的に支援

Point 2 : 多様な人材が活躍できる環境の実現

- オール高知の「共働き・共育て」県民運動のほか、男性育休の取得推進に取り組む事業者に支援金を給付するなど、仕事と家庭の両立を一層促進

Point 3 : 移住・定住対策の強化

- 大手求人サイトを活用して県内就職・転職採用を支援するほか、地域への理解と愛着を育むキャリア教育の充実など、若年人口の増加に向けた施策を展開

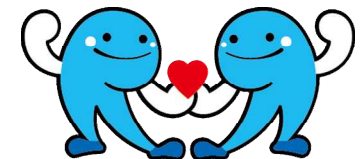
Point 4 : 出会いの場の拡充とライフデザイン支援

- 民間マッチングアプリ事業者との連携などによる交流機会の拡充や、将来設計を描くためのライフデザイン支援により、結婚の希望を叶えたい若者を後押し

Point 5 : 4 Sプロジェクトの推進

- 人口減少に適応した、持続可能な社会の実現を目指し、4 Sプロジェクトを推進

※ 4 S = Smart Shrink for Sustainable Society
(持続可能な社会の実現に向けた賢い縮小)



主な事業

1 高付加価値型経済への転換

新 所得向上推進企業等総合支援事業費補助金 1,500百万円
[産業政策課]

- ・ 製品の高付加価値化や生産能力の向上など、事業者の**高付加価値型経営への転換**に必要な経費を**業種横断的に支援**

新 賃金向上環境整備事業費補助金 880百万円
[雇用労働政策課]

- ・ 国や県の生産性向上等に資する補助事業を活用し、持続的な賃上げを目指す県内事業者に対して、**賃上げ原資の一部を支援**

新 100億企業ネットワーク形成支援事業委託料 4百万円
[産業政策課]

- ・ 意欲的に「**100億企業**」へのスケールアップを目指す経営者同士の相互交流や協業を促進

2 多様な人材が活躍できる環境の実現



拡 共働き・共育てのさらなる推進 436百万円 こうち男性育休推進企業
[人権・男女共同参画課]

- ・ 県民参加型のプロモーションを展開するとともに、**男性育休の取得推進**に取り組む事業者**に支援金を給付**するなど、仕事と家庭の両立を一層促進

3 移住・定住対策の強化

新 県内就職・転職採用の強化 419百万円 [移住促進課ほか]

- ・ **大手求人サイトと連携**した情報発信の強化や、県内事業者が実施する採用活動を支援

拡 キャリア教育の推進 106百万円 [高等学校課ほか]

- ・ 子ども達や学生が県内の企業や大学等を知る機会を充実するほか、進路選択に影響を持つ保護者や教員へのアプローチを強化

4 出会いの場の拡充とライフデザイン支援



拡 出会い・結婚支援事業 148百万円 [子育て支援課]

- ・ **民間マッチングアプリ事業者との連携**や、大規模恋活イベントなどの実施を通じ、様々な出会いの機会の場を提供するとともに、若者の将来の見通しに対する不安解消に向け、**ライフデザイン支援**を実施

5 4Sプロジェクトの推進

拡 消防広域化の推進 17百万円 [消防政策課]

- ・ 常備消防組織の業務効率化や現場対応力の強化に向けて、県一消防広域化を推進する実施計画（案）を検討

拡 公共交通の維持・確保 27百万円 [交通運輸政策課]

- ・ 公共交通の維持・確保に向けて、複数市町村での共同運行などの広域的な取り組みを支援するほか、ブロックごとの公共交通計画を策定

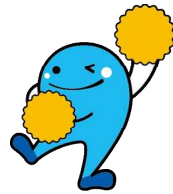
柱2 目指すべき3つの高知県像の実現 ～いきいきと仕事ができる高知の実現～

- 物価高対策を強力に進めるとともに、産業振興計画に基づき、付加価値の向上につながる施策を推進

当初予算のポイント

Point1 : 物価高対策

- 構造転換の推進などにより物価高騰の影響を緩和するとともに、県内事業者の賃上げを強力に支援



Point2 : 地産外商と地消地産の強化

- 関西戦略に基づく外商拡大の取り組みをさらに強化するとともに、地域経済の好循環を生み出すための「地消地産」の取り組みを推進

Point3 : イノベーションの強化

- 高付加価値型経営への転換支援などを通じた県内事業者の収益力向上を図る取り組みのほか、各産業の生産性向上に向けた取り組みを強化

Point4 : 観光振興の取り組み

- 「よさこい高知文化祭2026」を最大限に生かした観光キャンペーンの展開や、高知龍馬空港国際線ターミナルビルの整備を進めるなど、本県の観光振興に向けた施策を推進



よさこい高知
文化祭2026



どっぷり高知旅
SUPER LOCAL KOCHI

主な事業

1 物価高対策

新 賃金向上環境整備事業費補助金 880百万円
[雇用労働政策課]【再掲】

- ・国や県の生産性向上等に資する補助事業を活用し、持続的な賃上げを目指す県内事業者に対して、**賃上げ原資の一部を支援**

拡 各業界の物価高対策への支援 9,803百万円

- ・国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている事業者等に対して、事業の構造転換を図る取り組み等を支援

※再掲及び2月補正予算含む

2 地産外商と地消地産の強化



拡 関西戦略に基づく外商拡大の推進 364百万円
[地産地消・外商課ほか]

- ・大阪・関西万博をばめ、これまで築いてきた成果や関係を生かし、外商活動やプロモーションを強化するとともに、**「大阪IRを見据えた取り組みを展開**

拡 再生可能エネルギーの導入促進 365百万円
[環境計画推進課]

- ・家庭及び事業者への自家消費型太陽光発電設備等の導入を支援し、**エネルギーの地産地産を推進**

3 イノベーションの強化



新 所得向上推進企業等総合支援事業費補助金 1,500百万円
[産業政策課]【再掲】

- ・製品の高付加価値化や生産能力の向上など、事業者の高付加価値型経営への転換に必要な経費を**業種横断的に支援**

新 建設業のデジタル化加速事業 50百万円 [技術管理課]

- ・**3D測量・設計データ作成等の内製化支援**や、**遠隔施工、3Dプリンタ等を活用したモデル工事の実施**により、デジタル技術の活用拡大と魅力ある現場環境を創出

4 観光振興の取り組み

拡 「どっぷり高知旅キャンペーン」の展開 442百万円
[観光政策課]

- ・**「よさこい高知文化祭2026」と連動**した情報発信やイベントの開催により、**誘客の拡大と県内周遊を促進**

拡 高知龍馬空港国際線ターミナルビルの整備 2,977百万円
[交通運輸政策課]

- ・R9年春の全面供用開始に向けて、**新たな国際線ターミナルビルの整備**を着実に推進

柱2 目指すべき3つの高知県像の実現 ～いきいきと生活ができる高知の実現～

- **日本一の健康長寿県構想**や、**教育大綱等**に基づいた取り組みを強化するほか、**文化芸術・スポーツの振興**を推進

当初予算のポイント

Point1 : 医療・福祉・介護サービスの提供体制確立

- **地域医療や訪問介護サービス等の提供体制の確保**に向けた取り組みを拡充し、中山間地域等を含めた医療・福祉・介護の基盤を強化

Point2 : こどもまんなか社会の実現

- 子育てしやすい環境づくりを目指し、**屋内の遊び場の整備**を新たに支援



Point3 : 教育の充実

- 県立高等学校等の**学習用タブレット端末を一斉更新し全生徒に貸与**するなど、児童・生徒が安心して教育を受けることができる環境を整備

Point4 : 文化芸術・スポーツの振興

- 「**よさこい高知文化祭2026**」を開催し、本県の魅力ある文化芸術を県内外に発信



主な事業

- 新** 救急医療体制の整備 249百万円 [医療政策課]
 - ・ **各地域の高齢者救急の受け皿**として期待される2次救急医療機関^(※)に対して、救急患者の受入れに必要な設備の導入を支援
※年間500件以上の救急搬送受入件数がある、かつ、24時間体制で受入れを行う医療機関
- 新** 訪問介護サービスの業務効率化支援 105百万円 [長寿社会課]
 - ・ 中山間地域にサービスを提供する**訪問介護事業所の業務効率化**に資する機器等の導入を支援
- 新** 屋内の遊び場の整備支援 10百万円 [子育て支援課]
 - ・ 県内事業者や団体が行う**天候や季節に左右されない遊び場の整備**を新たに支援し、子育てしやすい環境づくりを推進
- 新** 学習用タブレット端末の整備 875百万円 [高等学校課ほか]
 - ・ 県立高校生等が授業で使用する**学習用タブレット端末を一斉更新**し、R9年度に全生徒へ貸与することで、**保護者負担を軽減**するとともに、個別最適・協働的な学びの環境を整備
- 新** 「よさこい高知文化祭2026」の開催 814百万円 [よさこい高知文化祭課]
 - ・ 大会を通じて**本県の魅力ある文化芸術を県内外に発信**するとともに、市町村が行う文化芸術振興の取り組みを支援

柱2 目指すべき3つの高知県像の実現 ～安全・安心な高知の実現～

● 南海トラフ地震対策行動計画に基づき、「命を守る」、「命をつなぐ」、「生活を立ち上げる」対策を強化

当初予算のポイント



Point1 : 「自助」「共助」の取組の強化

- **住宅の耐震化**など住民自らが命を守る取り組みを強化するとともに、**災害関連死を防ぐ**ため、地域で支え合う体制を整備

Point2 : 避難環境の整備の強化

- 避難所となる**学校体育館の空調整備を加速化**

Point3 : 復旧・復興作業に向けた事前の備えの強化

- **事前復興まちづくり計画**の策定支援を中山間地域にも拡充するとともに、自治体共通の**被災者支援システムを導入**

Point4 : 災害に強いインフラ整備の加速化

- 国の「国土強靱化実施中期計画」による対策を活用し、災害に強いインフラ整備を加速化

主な事業

- 拡** 住宅等の耐震化の促進 1,593百万円 [住宅課]
 - ・ **2000年基準以前の木造住宅**まで耐震診断の支援を拡大
- 新** 災害関連死の防止策の強化 23百万円 [地域福祉政策課]
 - ・ NPO等の災害ボランティア団体の受入調整を担う「**災害中間支援組織**」を設立するとともに、**DWATの養成体制**を強化
- 拡** 学校体育館の空調整備 186百万円 [学校安全対策課]
 - 【債務負担 (R8～R9) 277百万円]
 - ・ 避難所となる県立学校の体育館に空調設備を順次整備
- 拡** 事前復興まちづくり計画の策定支援 104百万円 [南海トラフ地震対策課]
 - ・ 中山間地域においても計画策定に着手
- 新** 被災者支援システムの導入 95百万円 [危機管理・防災課]
 - ・ 大規模災害時に迅速な被災者支援を行うため、**県・市町村共通の被災者支援システム**を導入
- 拡** 四国8の字ネットワークの整備の推進 7,469百万円 [道路課]
 - ・ 災害時の「命の道」となる四国8の字ネットワークを構成する道路等の整備を引き続き推進

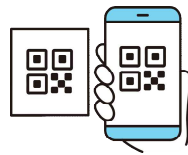
柱2 目指すべき3つの高知県像の実現 ～デジタル化・グリーン化・グローバル化～

● 「デジタル化」、「グリーン化」、「グローバル化」の3つの視点で施策を強化

当初予算のポイント

Point1 : デジタル化の推進

- 公共交通機関へのキャッシュレスサービスの導入やデジタル地域通貨の普及促進など、暮らしの利便性向上を図る取り組みを強化



Point2 : グリーン化の推進

- 省エネ性能の高い家電製品や電気自動車等の購入支援など、脱炭素化社会の実現に向けた取り組みを一層推進



Point3 : グローバル化の推進

- 外国人材の受け入れを行う事業者への支援を強化するとともに、地域で活躍できるよう、定着のための取り組みを展開

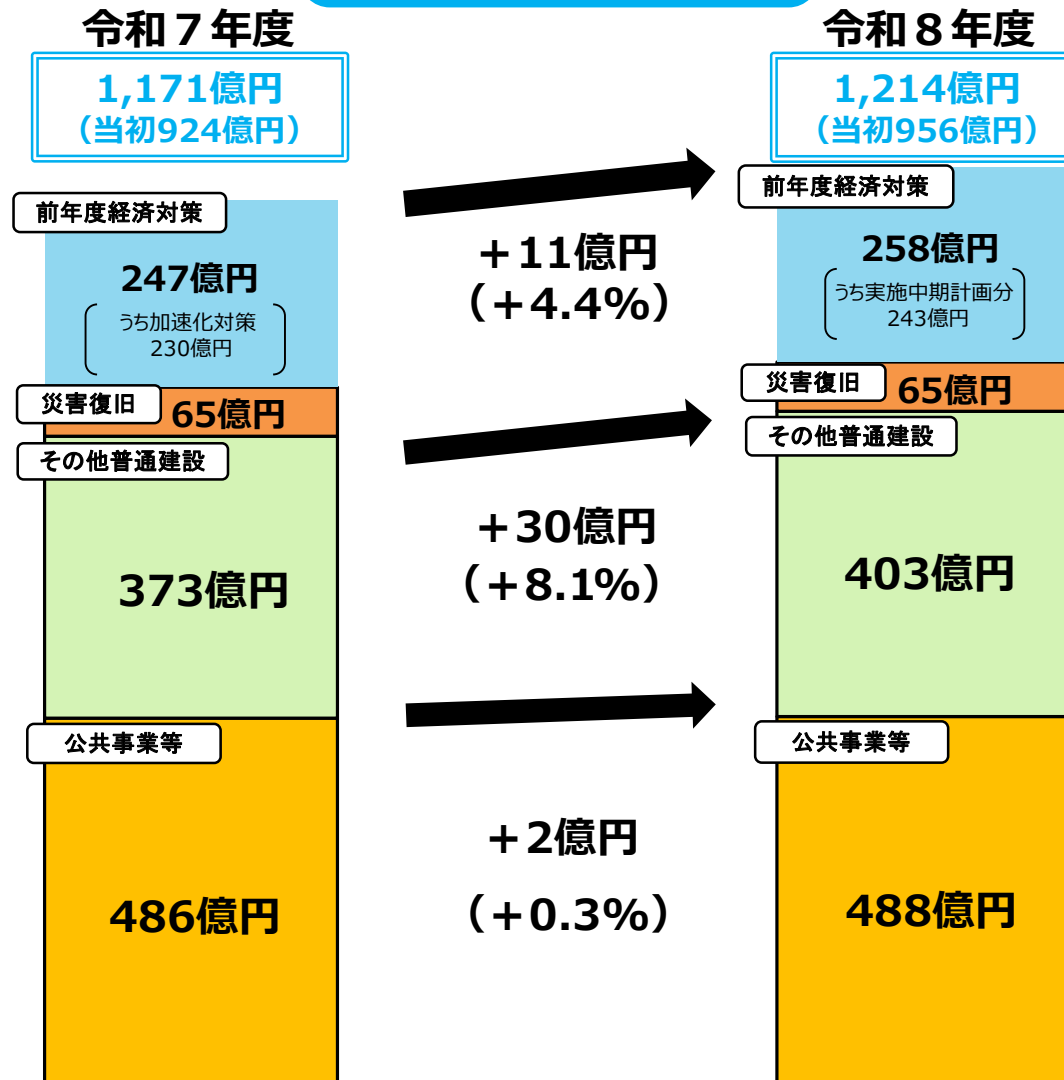
主な事業

- 新** 公共交通へのキャッシュレスサービス導入 424百万円 [交通運輸政策課]
 - ・ 公共交通機関への**全国交通系ICカード「ICOCA」**の導入を支援
- 新** デジタル地域通貨の普及促進 200百万円 [経営支援課]
 - ・ **デジタル地域通貨**を運営する団体等が行う利用促進の取り組みを支援
- 新** 省エネ家電等の購入支援 800百万円 [環境計画推進課]
 - ・ **省エネ性能の高い家電製品等**の購入を支援
- 新** 電気自動車等の購入支援 284百万円 [環境計画推進課]
 - ・ 温室効果ガスの削減に資する**電気自動車等**の購入を支援
- 拡** 外国人材の受入促進 112百万円 [商工政策課]
 - 【債務負担（R8～R12）24百万円】
 - ・ 技能実習生の**入国後講習施設の設置**や海外大学生のインターンシップ実施など、外国人材の受け入れを行う事業者への支援を強化
- 拡** 多文化共生社会の推進 34百万円 [国際交流課]
 - ・ **新たに策定するプラン**に基づく取り組みを展開

柱3 災害に強い県土づくり

● 県民の安全、安心の確保と地域経済の発展に資する観点から、**防災・減災対策をはじめとしたインフラ整備を加速**

実質的な投資的経費の全体像



実質的な投資的経費全体

令和8年度 **1,214億円**

【対前年度比+43億円 (+3.7%)】

- インフラ整備に必要となる実質的な投資的経費(※)について、前年度を上回る予算を確保

〔※実質的な投資的経費
= 当初予算額 + 前年度経済対策に伴う予算額
(実質的に当該年度に執行される予算額)〕

公共事業等

令和7年度 **486億円** → 令和8年度 **488億円**

【対前年度比+2億円 (+0.3%)】

【主な公共事業等 (R8当初予算)】

- ・ 四国8の字ネットワークなどのインフラ整備
- ・ 浦戸湾の三重防護など地震・津波対策 など

その他普通建設

令和7年度 **373億円** → 令和8年度 **403億円**

【対前年度比+30億円 (+8.1%)】

【主な普通建設事業 (R8当初予算)】

- ・ 高知龍馬空港国際線ターミナルの整備
- ・ 緊急輸送道路等の法面の防災対策 など

柱4 持続可能な財政運営

- 県勢浮揚に向けた施策を着実に実行するため、国の有利な財源の活用や事務事業のスクラップアンドビルドにより、**今後の財政運営の持続可能性を確保**

I 歳入確保・歳出削減の取組

< 歳入確保 >

1 一般財源総額3,439億円を確保（対前年度比+235億円）

（財政調整基金の取崩し額を除く）

- ① 県税、地方譲与税、地方特例交付金等が増加（+85億円）
※軽油引取税等の減収分は、地方特例交付金で全額補填
- ② 地方交付税は地域未来基金費分等により大幅に増加
（+132億円）

2 国の有利な財源を積極的に活用

- ① 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 111億円
- ② 地域未来交付金 31億円
- ③ 地域医療介護総合確保基金 28億円

< 歳出削減 >

1 スクラップアンドビルドの徹底

- ① 事務事業見直しを実施（195件、▲36億円）し、マンパワー及び財源を確保

[見直しの観点]

- ・事業手法の精査や事業効果の検証を通じた見直し
- ・当初の補助目的の達成状況等を踏まえた見直し

- ② 「元気な未来創造枠」を積極的に活用し、総合企画部と各部局の連携により事業の磨き上げを促進
※新規事業の要求と併せて、事務事業の見直しを実施

II 財源不足額への対応

財源不足額は137億円（対前年度比+3億円）

○財源不足額は前年度から増加するものの、下記の対応により、安定的な財政運営を維持

- ① 令和7年度2月補正において、地方交付税等の増加分を活用し、財政調整的基金の取崩しを取り止め（70億円）
→当初予算における財政調整的基金の取崩し（117億円）に活用
- ② 当面の財政需要に備え、行政改革推進債を20億円発行（前年度比▲10億円）

| | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|--------------|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 財源不足額 | 159 | 146 | 91 | 75 | 144 | 164 | 138 | 134 | 137 |
| 資金手当債(※)の発行額 | 70 | 60 | 30 | 30 | 40 | 30 | 30 | 30 | 20 |

（単位：億円）

(※) 退職手当債+行政改革推進債

戦略的な人口減少対策の推進

R7:581億円→**R8:656億円**

持続可能な人口構造への転換を図るため、人口減少対策を強化

- 高付加価値型経済への転換
- 多様な人材が活躍できる環境の実現
- 移住・定住対策の強化
- 出会いの場の拡充とライフデザイン支援
- 4Sプロジェクトの推進

目指すべき3つの高知県像の実現

1 いきいきと仕事ができる高知

- **経済の活性化** R7:255億円→**R8:307億円**
 - 物価高対策
 - 地産外商と地消地産の強化
 - イノベーションの強化
 - 観光振興の取り組み

2 いきいきと生活ができる高知

- **日本一の健康長寿県づくり** R7:479億円→**R8:481億円**
- **教育の充実** R7:229億円→**R8:267億円**
- **文化芸術とスポーツの振興** R7:59億円→**R8:61億円**

3 安全・安心な高知

- **南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化** R7:263億円→**R8:269億円**
- **インフラの充実と有効活用** R7:859億円→**R8:891億円**

3つの視点

新たな時代の潮流を先取りし、
3つの視点で施策を強化

■ デジタル化

R7:51億円→**R8:53億円**

- 生活のDX
- 産業のDX
- 行政のDX

■ グリーン化

R7:64億円→**R8:88億円**

- CO2の削減に向けた取組の推進
- グリーン化関連産業の育成
- オール高知での取組の推進

■ グローバル化

R7:23億円→**R8:49億円**

- 県産品の輸出拡大
- インバウンド観光の推進
- 外国人材の受入・定着の促進

1-12 令和8年度一般会計当初予算（案）のポイント ～全体像～

(1) 歳入

(単位 百万円、%)

| 区 分 | 令和8年度 | | 令和7年度 | | 比較 (C)=(A)-(B) | 前年度比増減 (C)/(B) |
|--------------|---------|-------|---------|-------|-------------------|-------------------|
| | 金額(A) | 構成比 | 金額(B) | 構成比 | | |
| (1) 一 般 財 源 | 352,355 | 69.5 | 327,382 | 69.0 | 24,973 | 7.6 |
| 県 税 | 71,344 | 14.1 | 70,919 | 15.0 | 425 | 0.6 |
| 地方消費税等清算金 | 43,089 | 8.5 | 38,439 | 8.1 | 4,650 | 12.1 |
| 地方譲与税 | 17,583 | 3.5 | 16,897 | 3.6 | 686 | 4.1 |
| 地方交付税 | 194,497 | 38.4 | 181,259 | 38.2 | 13,238 | 7.3 |
| 財調基金取崩 | 8,469 | 1.7 | 6,995 | 1.5 | 1,474 | 21.1 |
| その他 | 17,373 | 3.3 | 12,873 | 2.7 | 4,500 | 35.0 |
| (2) 特 定 財 源 | 154,742 | 30.5 | 146,746 | 31.0 | 7,996 | 5.4 |
| 国庫支出金 | 75,506 | 14.9 | 66,224 | 14.0 | 9,282 | 14.0 |
| 県 債 | 47,104 | 9.3 | 47,360 | 10.0 | △ 256 | △ 0.5 |
| （うち行政改革推進債） | (2,000) | (0.4) | (3,000) | (0.6) | (△ 1,000) | (△ 33.3) |
| 減債基金（ルール外分）等 | 3,275 | 0.6 | 3,393 | 0.7 | △ 118 | △ 3.5 |
| その他 | 28,857 | 5.7 | 29,769 | 6.3 | △ 912 | △ 3.1 |
| 総 計 (1)+(2) | 507,097 | 100.0 | 474,128 | 100.0 | 32,969 | 7.0 |

(2) 歳出

(単位 百万円、%)

| 区 分 | 令和8年度 | | 令和7年度 | | 比較 (C)=(A)-(B) | 前年度比増減 (C)/(B) |
|-------------------|-----------|--------|-----------|--------|-------------------|-------------------|
| | 金額(A) | 構成比 | 金額(B) | 構成比 | | |
| (1) 一 般 行 政 経 費 等 | 411,505 | 81.1 | 381,735 | 80.5 | 29,770 | 7.8 |
| 人 件 費 | 116,236 | 22.9 | 110,533 | 23.3 | 5,703 | 5.2 |
| （うち退職手当を除く） | (107,048) | (21.1) | (103,952) | (21.9) | (3,096) | (3.0) |
| 扶 助 費 | 13,079 | 2.6 | 12,207 | 2.6 | 872 | 7.1 |
| 公 債 費 (※) | 75,009 | 14.8 | 69,270 | 14.6 | 5,739 | 8.3 |
| （うち臨財債償還基金費除く） | (70,638) | (13.9) | (69,270) | (14.6) | (1,368) | (2.0) |
| その他 | 207,181 | 40.8 | 189,725 | 40.0 | 17,456 | 9.2 |
| (2) 投 資 的 経 費 | 95,592 | 18.9 | 92,393 | 19.5 | 3,199 | 3.5 |
| 普通建設事業費 | 89,081 | 17.6 | 85,903 | 18.1 | 3,178 | 3.7 |
| （うち公共事業等） | (48,731) | (9.6) | (48,582) | (10.2) | (149) | (0.3) |
| 災害復旧事業費 | 6,511 | 1.3 | 6,490 | 1.4 | 21 | 0.3 |
| 総計 (1)+(2) | 507,097 | 100.0 | 474,128 | 100.0 | 32,969 | 7.0 |

(※)公債費は、減債基金への積立てを考慮した金額としている

2 令和7年度2月補正予算(案)の概要

(1) 歳入 (単位 百万円、%)

| 区 分 | 令 和 7 年 度 | | | 前年度2月補正後 | 前年度2月比増減 |
|--------------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
| | 現計予算(A) | 補正額(B) | 計 (A+B=C) | (D) | (C-D)/(D) |
| (1) 一般財源 | 330,487 | 2,143 | 332,630 | 327,903 | 1.4 |
| 県 税 | 71,110 | 174 | 71,284 | 70,220 | 1.5 |
| 地方消費税清算金 | 38,439 | 1,665 | 40,104 | 37,132 | 8.0 |
| 地方譲与税 | 16,897 | | 16,897 | 15,030 | 12.4 |
| 地方交付税等 | 183,071 | 7,747 | 190,818 | 188,683 | 1.1 |
| 財調基金取崩 | 7,291 | △ 7,043 | 248 | 875 | △ 71.7 |
| その他 | 13,679 | △ 400 | 13,279 | 15,963 | △ 16.8 |
| (2) 特定財源 | 180,032 | △ 11,002 | 169,030 | 162,201 | 4.2 |
| 国庫支出金 | 86,097 | △ 5,428 | 80,669 | 74,895 | 7.7 |
| 県 債 | 59,706 | △ 4,344 | 55,362 | 55,130 | 0.4 |
| (うち行政改革推進債) | (3,000) | | (3,000) | (3,000) | |
| 減債基金(ルール外分)等 | 3,393 | | 3,393 | 4,556 | △ 25.5 |
| その他 | 30,836 | △ 1,230 | 29,606 | 27,620 | 7.2 |
| 総計 (1)+(2) | 510,519 | △ 8,859 | 501,660 | 490,104 | 2.4 |

(2) 歳出 (単位 百万円、%)

| 区 分 | 令 和 7 年 度 | | | 前年度2月補正後 | 前年度2月比増減 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 現計予算(A) | 補正額(B) | 計 (A+B=C) | (D) | (C-D)/(D) |
| (1) 一般行政経費等 | 391,575 | 3,169 | 394,744 | 381,286 | 3.5 |
| 人件費 | 112,589 | 617 | 113,206 | 116,052 | △ 2.5 |
| (うち退職手当を除く) | (106,008) | (△ 100) | (105,908) | (104,029) | (1.8) |
| 扶助費 | 12,861 | 172 | 13,033 | 12,396 | 5.1 |
| 公債費(※) | 69,271 | 1,503 | 70,774 | 70,738 | 0.1 |
| その他 | 196,854 | 877 | 197,731 | 182,100 | 8.6 |
| (2) 投資的経費 | 118,944 | △ 12,028 | 106,916 | 108,818 | △ 1.7 |
| 普通建設事業費 | 112,454 | △ 7,981 | 104,473 | 104,778 | △ 0.3 |
| (うち公共事業等) | (74,407) | (△ 4,256) | (70,151) | (66,854) | (4.9) |
| 災害復旧事業費 | 6,490 | △ 4,047 | 2,443 | 4,040 | △ 39.5 |
| 総計 (1)+(2) | 510,519 | △ 8,859 | 501,660 | 490,104 | 2.4 |

(※)公債費は、減債基金への積立てを考慮した金額としている

令和7年度2月補正予算(案)のポイント

- 国の経済対策に伴う補正予算等の活用により、物価高対策などを速やかに実施
- 県税や地方交付税の増加分等を活用し、財政調整的基金の取崩しを一部取り止めることにより、一定の基金残高を確保

主な事業の概要

1 物価高対策

- 医療・社会福祉施設の光熱水費等高騰への支援 2.0億円
…光熱水費等の高騰による影響分を支援
- 県立病院の光熱水費等高騰への支援 5.6億円
…光熱水費等の高騰による影響分を支援

2 その他

- 避難生活環境の改善に向けた対応 1.2億円
…民間事業者によるトイレカーやキッチンカーの導入を支援等
- 生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応 0.9億円
…最高裁判決を踏まえた国の対応に合わせて必要な生活扶助費を追加

3 令和8年度における県の率先垂範の取り組み

人口減少の克服に向けて、従来型の施策にとらわれず、官民一体となって取り組みを進めていくため、県自身が**多様な人材が活躍できる環境整備**や**高付加価値型サービスの提供**、**県有財産の有効活用**などの改革に挑戦

新 1 働き方改革に向けた取り組み

(1) 時間外勤務手当割増率の時限的な引き上げ

- 働き方改革による仕事と家庭が両立できる社会を実現するため、R8年度限定の社会実験として、**知事部局の時間外勤務手当の割増率を125%から150%へ引き上げ**
- 併せて、**時間外勤務時間数を5/6（125/150）以下に縮減**するため、**職員の意識改革と縮減につながる取り組みを推進**

⇒ **割増率を増やしても手当額は増やさないことを目指す**

(2) 短時間勤務職員の採用

- 育児や介護等の事情がある方でも勤務可能な**新たな採用枠で10名程度**を採用し、**多様な人材が活躍できる環境を整備**するとともに、**長時間労働の是正に向けたマンパワーを確保**

新 2 県立施設のサービス向上に向けた取り組み

- 文化施設などの集客が見込める県立施設**を管理・運営している公社等外郭団体において、**高付加価値型サービスを提供**し、**団体職員の所得向上**を図る取り組みを推進

新 3 知事公邸のあり方検討に向けた取り組み

- 現在の公邸が竣工から62年が経過していることから、将来的な公邸のあり方について**有識者等で構成される検討会**を立ち上げて議論を行い、様々な選択肢を検討

✓ 予算の計上方法

- R7年度の人事委員会勧告等を反映しつつ、実質的に前年度並みの予算を計上

$$R7\text{決算見込額} [1,264\text{百万円}] \times \frac{R8\text{人件費 (新陳代謝反映後)}}{R7\text{人件費 (人事委員会勧告後)}} = R8\text{当初予算額} [1,285\text{百万円}]$$

(参考) R7当初：1,007百万円 R7.12月補正：257百万円 (補正後：1,264百万円)

✓ 配置の考え方

- 時間外勤務が多い所属等に配置

✓ 主な取り組み

- 自律性向上計画に基づく取り組みの実行（自主事業を拡大し、処遇改善等のための収益を確保）
- 所得向上推進企業等総合支援事業費補助金などの活用による施設の磨き上げ
- こども・子育て応援環境整備事業費補助金の活用による屋内の遊び場の整備
- 広報体制の強化（管理代行料に必要経費を上乗せ）

✓ 検討スケジュール

- R8年度 検討会の開催、対応方針の検討
- R9年度 対応方針決定

県民一人当たりの一般会計予算額
733,301円 (人口691,527人)

※人口は令和2年度国勢調査確定値

教育費 146,300円



総務費 22,686円



危機管理費 5,167円



健康福祉費 117,048円



議会費 1,610円
公債費 99,073円
諸支出金 103,592円
予備費 202円



文化生活費 6,039円



よさこい高知
文化祭2026

産業振興推進費 19,642円



商工労働費 12,903円



観光振興費 6,044円



農業振興費 22,349円



林業振興環境費
24,215円



水産振興費 5,616円



災害復旧費 8,406円



土木費 99,567円



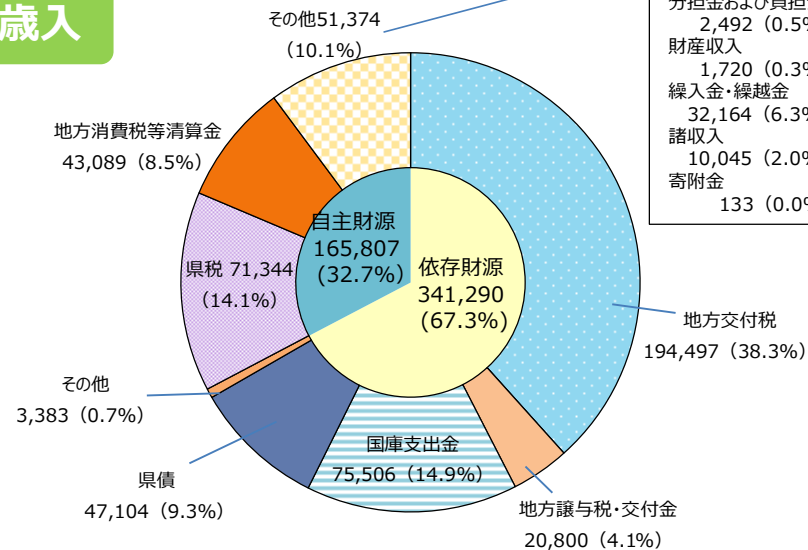
警察費 32,842円



※南海トラフ地震対策についての県民一人当たりの予算額は、38,842円
(ただし、人件費を除く)

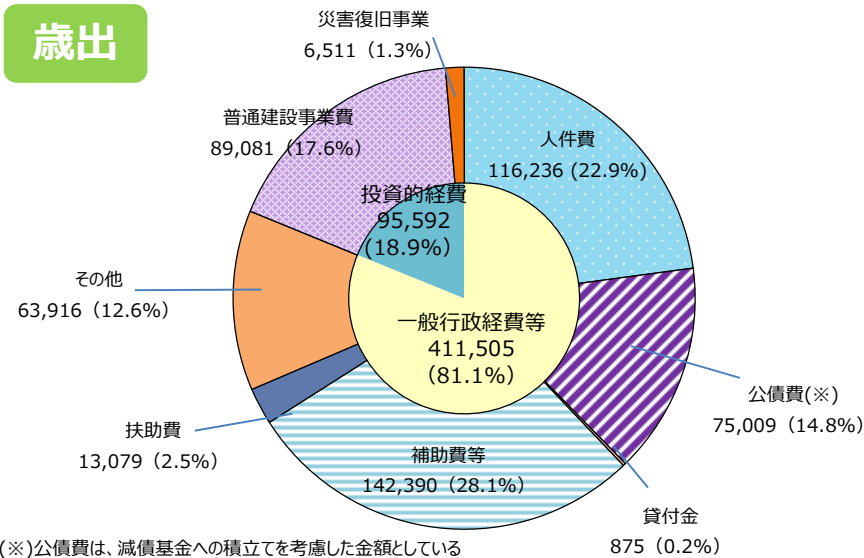
歳入・歳出の構成比
総額 507,097百万円

歳入



【その他の内訳】
 使用料および手数料 4,820 (1.0%)
 分担金および負担金 2,492 (0.5%)
 財産収入 1,720 (0.3%)
 繰入金・繰越金 32,164 (6.3%)
 諸収入 10,045 (2.0%)
 寄附金 133 (0.0%)

歳出



(※)公債費は、減債基金への積立を考慮した金額としている

県勢浮揚に向けた施策を着実に実行しつつ、基金残高と県債残高のバランスをとりながら、**今後も安定的な財政運営に取り組む**

1 財政調整的基金残高

令和8年度当初予算編成後の基金残高： 215億円

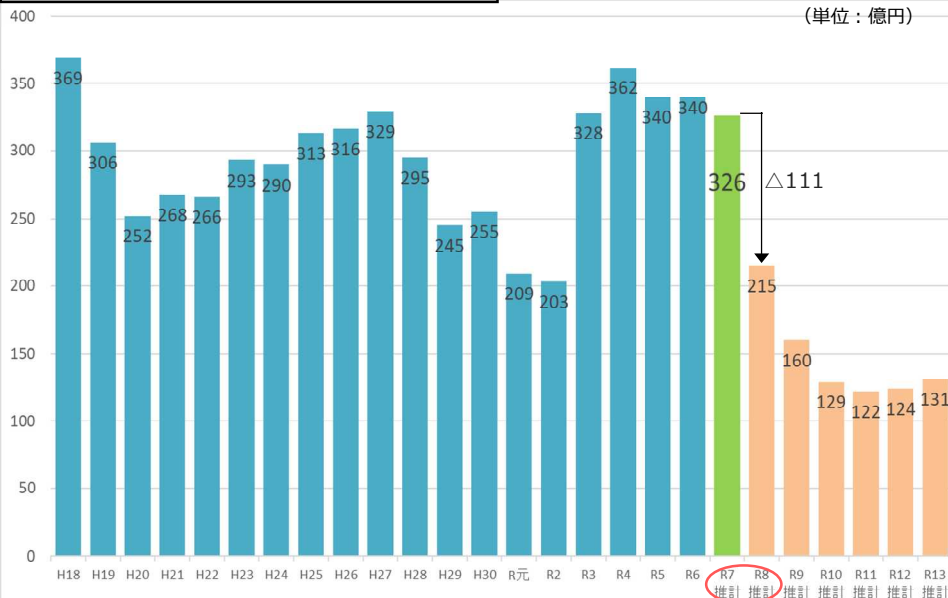
➡人口減少対策や南海トラフ地震対策など、今後の重要施策の着実な実行に備え、前年度(199億円)を上回る残高を確保

2 県債残高（臨時財政対策債を除く）

令和8年度末推計： 6,239億円

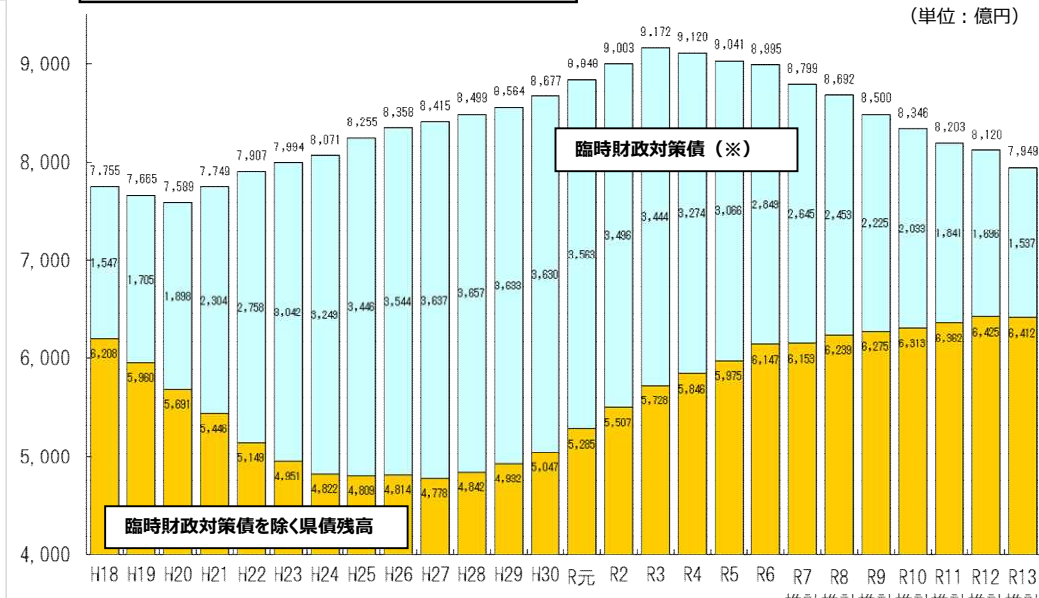
➡国の国土強靱化実施中期計画に基づく対策を活用したインフラ整備の推進等により一時的に増加

令和13年度までの財政調整的基金残高の見通し



※R6までは決算、R7は2月補正後、R8は当初予算編成後、R9以降は中長期推計ベース

令和13年度までの県債残高の見通し



(※) 臨時財政対策債：本来地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから、臨時的に地方債として配分されているもの。後年度、元利償還金の全額が地方交付税で措置される。

- 人口減少対策等の強化に向け、昨年度と同様に「**元気な未来創造枠**」を設定
- このうち、サマーレビューから**総合企画部が伴走・磨き上げを実施した施策については重点的な予算配分**を実施

元気な未来創造枠計上事業 (以下 1 + 2)

119事業 **49**億円

1. サマーレビュー実施の新規・昨年度からの拡充分 (総合企画部伴走分)

86事業 **32**億円



政策 1 魅力ある仕事をつくり、若者の定着につなげる

- 新** 事業者の高付加価値型経営への転換等を業種横断的かつ強力に支援するため「**所得向上推進企業等総合支援事業費補助金**」を創設 1,500百万円
- 新** 大手求人サイトとの連携等による**転職支援**の強化 55百万円
- 拡** 企業との連携等による**キャリア教育**のさらなる強化 19百万円
- 新** 「よさこい高知文化祭2026」と連動した観光イベント開催 50百万円 など

政策 2 結婚の希望をかなえる

- 拡** 民間アプリ事業者との連携や、大規模恋活イベントの開催等による**出会い・結婚支援**の強化 39百万円 など
- 新** 若者が自身の人生設計における結婚や子育ての意味について考える機会の創出 (**ライフデザイン支援**) 23百万円 など

政策 3 こどもを生み、育てたい希望をかなえる

- 新** オール高知の「**共働き・共育て**」県民運動のさらなる推進に向けた県民参加型のプロモーション展開等 10百万円 など

4Sプロジェクトの推進

- 新** 中山間地域等における**地域公共交通のあり方検討**支援 36百万円
- 拡** **高校魅力化**のさらなる推進に向けた新たなコース等の創設準備や全国からの生徒募集の拡大等 93百万円 など

その他県政課題への対応

- 拡** 「**地消地産プロジェクト**」の推進に向けた乳用経産牛の学校給食への提供拡大や竹資源の利用拡大等 288百万円
- 拡** 中山間地域の訪問介護サービス確保対策の拡充 22百万円 など

2. 継続分等

33事業 **17**億円

- ・人口減少対策総合交付金 1,300百万円
- ・多文化共生の推進に向けた地域の交流拠点づくり 7百万円
- ・消防広域化の推進に向けた取り組み 10百万円
- ・企業と連携した学生との交流イベントへの支援 4百万円 など



物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国の令和7年度補正予算）を活用し、国の補助の対象とならない生活者や、価格転嫁の難しい産業分野での物価高騰の影響を軽減するほか、物価高騰に強い経済への構造転換を推進

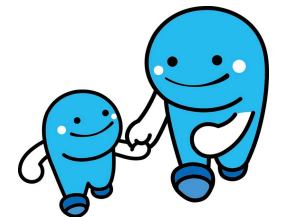
主な充当事業

| | 影響軽減 | 構造転換 |
|-------|--|---|
| 12月補正 | <ul style="list-style-type: none"> ○ LPガス料金高騰支援 7.4億円 ○ 特別高圧電気料金高騰支援 0.4億円 ○ ひとり親世帯への支援 0.3億円 ○ 学校給食高騰への支援 0.1億円 ○ 一次産業(農業、漁業)への支援 4.4億円 | |
| 2月補正 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県立病院への物価高騰支援^(R7年度分) 5.6億円 ○ 医療・福祉・私学への物価高騰支援 2.0億円 | |
| R8当初 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内事業者の賃上げ支援 9.7億円 ○ 学習用タブレット端末の整備 8.8億円 ○ 県立病院への物価高騰支援^(R8年度分) 7.2億円 ○ 福祉施設への物価高騰支援 4.3億円 ○ 公共交通事業者への支援 3.6億円 ○ 県産酒米の生産への支援 0.9億円 ○ 一次産業(農業、林業、漁業)への支援 2.8億円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】影響軽減・構造転換による区分 影響軽減 65.7億円 構造転換 65.6億円</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 所得向上に向けたデジタル化等の設備投資支援 15.6億円 ○ 省エネ家電の購入支援 8.0億円 ○ 公共交通の活性化支援 6.3億円 ○ 男性育休の取得支援 4.2億円 ○ 県内事業所の就職・転職採用支援 3.8億円 ○ 電気自動車の購入支援 2.8億円 ○ 太陽光発電設備等の導入支援 2.4億円 ○ デジタル地域通貨の利用支援 2.0億円 <p style="text-align: right;">など</p> |

各分野の取組

目次

| | |
|----------------------------------|---------------|
| <u>4 戦略的な人口減少対策の推進</u> | P21～23 |
| <u>5 いきいきと仕事ができる高知の実現</u> | |
| ■ 経済の活性化 | P24～26 |
| <u>6 いきいきと生活ができる高知の実現</u> | |
| ■ 日本一の健康長寿県づくり | P27～28 |
| ■ 教育の充実 | P29～30 |
| ■ 文化芸術とスポーツの振興 | P31 |
| <u>7 安全・安心な高知の実現</u> | |
| ■ 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化 | P32～33 |
| ■ インフラの充実と有効活用 | P34 |
| <u>8-1 デジタル化の推進</u> | P35 |
| <u>8-2 グリーン化の推進</u> | P36 |
| <u>8-3 グローバル化の推進</u> | P37 |



○若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、持続可能な人口構造への転換を図るため、人口減少対策のマスタープランである、「高知県元気な未来創造戦略」を4つのポイントで強化

戦略の全体像

目指すべき高知県像

①いきいきと仕事ができる高知 ②いきいきと生活ができる高知 ③安全・安心な高知

(1)若年人口の増加

政策1：魅力ある仕事をつくり、若者の定着につなげる

- 賃上げ促進や事務系企業の誘致により、若者(特に女性)に選ばれる仕事をつくる
- 県内就職・移住の促進や、外国人材の活躍推進により、新しい人の流れをつくる

KPI(R9) : 若年人口の減少数ゼロ(前年比) など

(2)婚姻数の増加

政策2：結婚の希望をかなえる

- 出会いや結婚を後押しする

KPI(R9) : 婚姻件数2,500組 など

(3)出生数の増加

政策3：子どもを生み、育てたい希望をかなえる

- 安心して妊娠・出産・子育てできる体制をつくる

KPI(R9) : 出生数4,200人 など

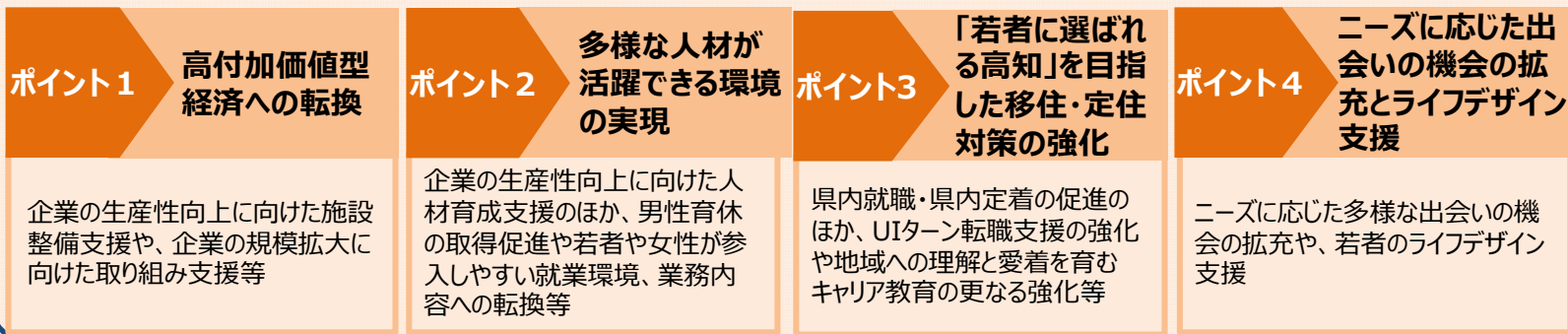
若年人口増加の好循環

4Sプロジェクトの推進！

人口減少に適応した、持続可能な社会の実現を目指す

※ Smart Shrink for Sustainable Society
持続可能な社会の実現に向けた賢い縮小

強化のポイント



政策実現に向けた条件整備



1 「共働き・共育て」の県民運動と意識改革の推進

◆県民運動の展開による「共働き・共育て」の推進

2 中山間地域の持続的な発展

◆中山間対策と少子化対策の一体的な推進

3 デジタル実装の土台づくり

◆各政策の下支えとなるデジタル環境整備

1 公共サービス

2 産業

3 地域

4-2 戦略的な人口減少対策の推進 ～「高知県元気な未来創造戦略」の強化～

県政の最重要課題である人口減少への対応に向けて、「高知県元気な未来創造戦略」の取組を4つのポイントで強化

1 総合的な人口減少対策の強化

1 高付加価値型経済への転換

- 新** ① **所得向上推進企業等総合支援事業費補助金 1,500百万円** [産業政策課]
 - ・ 製品の高付加価値化や生産能力の向上など、事業者の高付加価値型経営への転換に必要な経費を業種横断的に支援
- 新** ② **賃金向上環境整備事業費補助金 880百万円** [雇用労働政策課]
 - ・ 国や県の生産性向上等に資する補助事業を活用し、持続的な賃上げを目指す県内事業者に対して、賃上げ原資の一部を支援
- 新** ③ **100億企業ネットワーク形成支援事業委託料 4百万円** [産業政策課]
 - ・ 意欲的に「100億企業」へのスケールアップを目指す経営者同士の相互交流や協業を促進

2 多様な人材が活躍できる環境の実現

- 拡** **共働き・共育でのさらなる推進 436百万円** [人権・男女共同参画課]
 - ・ ターゲットに応じた県民参加型のプロモーションを展開するとともに、男性育休の取得推進に取り組む事業者に支援金を給付

3 「若者に選ばれる高知」を目指した移住・定住対策の強化①

- 新** ① **県内就職・転職採用の強化 419百万円** [移住促進課ほか]
 - ・ 大手求人サイトと連携した情報発信の強化や、県内事業者が実施する採用活動を支援

3 「若者に選ばれる高知」を目指した移住・定住対策の強化②

- 拡** ② **キャリア教育の推進 106百万円** [高等学校課ほか]
 - ・ 子ども達や学生が県内の企業や大学等を知る機会を充実するほか、進路選択に影響を持つ保護者や教員へのアプローチを強化

4 ニーズに応じた出会いの機会の拡充とライフデザイン支援

- 拡** **出会い・結婚支援事業 148百万円** [子育て支援課]
 - ・ 民間マッチングアプリ事業者との連携や、大規模恋活イベントなどの実施を通じ、様々な出会いの機会の場を提供するとともに、若者の将来の見通しに対する不安解消に向け、ライフデザイン支援を実施

2 4Sプロジェクトの推進

- 拡** ① **消防広域化の推進 17百万円** [消防政策課]
 - ・ 常備消防組織の業務効率化や現場対応力の強化に向けて、県一消防広域化を推進する実施計画（案）を検討
- 拡** ② **公共交通の維持・確保 27百万円** [交通運輸政策課]
 - ・ 公共交通の維持・確保に向けて、複数市町村での共同運行などの広域的な取り組みを支援するほか、ブロックごとの公共交通計画を策定
- 新** ③ **教育センターと中部教育事務所の複合化 39百万円** [教育政策課]
 - ・ 耐用年数が超過している教育センターと中部教育事務所について、複合化に向けた基本設計を実施

2 中山間対策の充実・強化



1 若者を増やす

- 拡** ① **移住促進・人材確保の強化 814百万円** [移住促進課]
 - ・ U I ターン者の転職支援を強化するため、大手求人サイトと連携した情報発信などを強化
- 新** ② **地域おこし協力隊の確保 17百万円** [移住促進課]
 - ・ 地域おこし協力隊の確保・定着に向けて、協力隊ミッションの特色等をテーマとしたオンラインイベントなどを新たに実施

2 暮らしを支える

- 拡** ① **地域公共交通支援事業費補助金 27百万円** [交通運輸政策課]
 - ・ 複数市町村が連携して実施する新たな移動手段の導入や、運行の効率化など、広域的な取組を支援
- 新** ② **中山間地域生活支援総合補助金 3百万円** [中山間地域対策課]
 - ・ 住民生活に必要な燃料を確保するため、地域に必要な不可欠なガソリンスタンドの設備改修等を市町村とともに支援

3 活力を生む

- 拡** ① **集落活動センター推進事業費 125百万円** [中山間地域対策課]
 - ・ 集落活動センターの活動の継続・発展に向けたテーマ別勉強会の開催や伴走支援の取組を強化

3 活力を生む（続き）

- 拡** ② **中山間地域交流促進事業委託料 13百万円** [中山間地域対策課]
 - ・ 関係人口の創出・拡大を図るため、関係人口創出プロジェクト「いこうち！」の受入団体を拡充し、プログラムを充実させるとともに、ポータルサイトを新たに構築

4 しごとを生み出す

- 新** ① **中山間地域宿泊施設開設支援事業費補助金 30百万円** [地域観光課]
 - ・ 中山間地域での長期滞在を促進するため、分散型ホテルの開設に必要な建物改修などを支援
- 新** ② **中山間地域就農支援事業費補助金 12百万円** [農業担い手支援課]
 - ・ 中山間地域における新規就農者に対して、必要な農業用資材や機械の購入、施設の整備等を支援

3 人口減少対策総合交付金の充実・強化

- 拡** ① **人口減少対策総合交付金 1,300百万円** [中山間地域対策課]
 - ・ 「4Sプロジェクト」の各取組への市町村の参画状況に応じた交付金の重点配分を実施
- 新** ② **人口減少対策市町村支援事業委託料 10百万円** [中山間地域対策課]
 - ・ 交付金事業の実効性を高めるため、市町村に対する伴走支援や専門アドバイザー派遣を実施

第5期産業振興計画（計画期間：R6～R9）

今後も一定の人口減少が避けられない中、回復しつつある県経済を持続的な成長につなげるため、産業振興計画に基づき、各産業分野の構造転換を通じて足腰をより強くするとともに、経済成長の礎となる新たな価値の創出を図る

目指す将来像

地域における新しい挑戦により、持続的に経済が発展する高知県

目標

一人当たり県民所得を4年後（R9）に295万円※以上にする

※これまでの実績を踏まえ目標値を上方修正

▶ 10年後（R15）：一人当たり県民所得を全国中位（20位台）にする

バージョンアップのポイント

人口減少という最重要課題に対応するためには、「高付加価値型経済への転換」と「人への投資の推進」の両輪の取組によって、県経済を活性化させ「若者の定着・増加」を実現する必要

「4つの重点ポイント」により、施策をさらに強化

1 若者の所得向上のさらなる推進 【企業等の経営改革モデルの横展開】

- 産業別若者所得向上検討チームにおける報告書に盛り込んだ**第一次から第三次産業までの16業種58件の経営改革モデルの横展開を業種横断的に推進**
- 生産性向上に取り組み、**持続的な賃上げを目指す事業者を支援**

2 若者が魅力を感じる企業(就職したいと思う企業)の創出 【100億企業の創出】

- 新技術の活用などによる新製品／サービス開発などを通して、**大幅な売上増加（例えば売上数十億円規模から100億円）を目指す「成長余力」と「高い意欲」の両方を有する県内企業の育成支援策を新たに展開**
※経済産業省の「100億企業」支援施策とも連動

3 成長を牽引する人材の育成・確保 【U・Iターンのさらなる促進、人材の確保・定着】

- U・Iターンの促進に向けた施策のさらなる推進
- 転職対策の抜本強化など、人材の確保・定着に向けた取組の実施

4 フードテッククラスターの形成を促進 【「一次産業×技術×外商」による食のイノベーション創出】

- 国の地域未来戦略の柱である「**戦略産業クラスター形成**」と連動
- 「**食**」を中心に据え、新たな産業の創出や産業間連携を一層推進

1 若者の所得向上のさらなる推進 【企業等の経営改革モデルの横展開】

新 ① 所得向上推進企業等総合支援事業費補助金 1,500百万円 [産業政策課]【再掲】

- ・ 製品の高付加価値化や生産能力の向上など、事業者の高付加価値型経営への転換に必要な経費を業種横断的に支援

新 ② 賃金向上環境整備事業費補助金 880百万円 [雇用労働政策課]【再掲】

- ・ 国や県の生産性向上等に資する補助事業を活用し、持続的な賃上げを目指す県内事業者に対して、賃上げ原資の一部を支援

新 ③ 農業経営者育成支援事業 14百万円 [環境農業推進課]

- ・ 農業者の所得向上に向けて、経営力強化のための研究会の開催や、国内外の経営体視察などを支援

拡 ④ 林業労働環境改善事業費補助金 20百万円 [森づくり推進課]

- ・ 林業従事者の所得向上に向けて、技術力の向上や多能工化を図る取組を支援し、生産性向上を一層促進

新 ⑤ 水産物販売拡大支援事業委託料 7百万円 [水産業振興課]

- ・ 養殖業者の所得向上に向けて、大手商社や量販店等の産地招へいや商談を実施し、販売拡大を支援

新 ⑥ 建設業のデジタル化加速事業 50百万円 [技術管理課]

- ・ 3D測量・設計データ作成等の内製化支援や、遠隔施工、3Dプリンタ等を活用したモデル工事の実施により、デジタル技術の活用拡大と魅力ある現場環境を創出

2 若者が魅力を感じる企業(就職したいと思う企業)の創出 【100億企業の創出】

新 ① 100億企業ネットワーク形成支援事業委託料 4百万円 [産業政策課]【再掲】

- ・ 100億円超の売上規模を目指す企業に関する県独自の登録制度（「100億企業」登録）を設け、登録企業の経営者間の交流のためのネットワーク形成を促進

新 ② 所得向上推進企業等総合支援事業費補助金 1,500百万円 [産業政策課]【再掲】

- ・ 「100億企業」登録企業が行う、海外展開などの推奨メニューに関する取組に対して補助上限額を嵩上げ

新 ③ スペースポートの整備に関する調査 11百万円 [産業イノベーション課]

- ・ 本県におけるロケット発射拠点の整備に関して、必要なコストや経済波及効果などを調査し、実現可能性を検証

3 成長を牽引する人材の育成・確保
【U・Iターンのさらなる促進、人材の確保・定着】

新 ① 県内就職・転職採用の強化 419百万円
[移住促進課ほか][再掲]

- ・ 大手求人サイトと連携した情報発信の強化や、県内事業者が行う採用活動を後押しすることにより、UIターンにおける転職と県内での転職を支援

新 ② AIを活用したシステム開発の実証 15百万円
[産業デジタル化推進課]

- ・ 県内IT事業者によるAIを活用した開発をモデル的に実施し、横展開することで、県内IT産業のスキルアップを支援

拡 ③ 外国人受入環境整備事業費 112百万円
【債務負担 (R8～R12) 24百万円】 [商工政策課]

- ・ 本県の認知度向上に向けた情報発信を強化するほか、技能実習生の入国後講習施設の設置や海外大学生のインターンシップ実施など、外国人材の受け入れを行う事業者への支援を強化

新 ④ 宿泊業人材確保対策事業費 8百万円 [観光政策課]

- ・ 宿泊業における収益拡大による雇用の増加と所得向上を図るため、県内外を対象に人材確保対策を新たに実施

4 フードテッククラスターの形成を促進
【「一次産業×技術×外商」による食のイノベーション創出】

拡 ① IoP推進事業費 548百万円 [農業イノベーション推進課]

- ・ 次世代型施設園芸にIoT・AI等を融合することで、生産性の向上と高付加価値化を図るとともに、関連産業を創出

拡 ② NABRAS情報発信機能強化事業費 20百万円
[水産業振興課]

- ・ 県内水揚情報や養殖場の海洋観測データの提供など、NABRASの機能を強化し、漁業の生産性向上や高付加価値化を推進

拡 ③ 食品産業連携促進事業委託料 22百万円
[地産地消・外商課]

- ・ 個別商談会や出張セミナーなどの「食のイノベーションベース」の取組を進めることにより、付加価値の高い商品づくりを支援するとともに、「経営改革モデル」を横展開

5 物価高対策

拡 各業界の物価高対策への支援 9,803百万円

- ・ 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている事業者等に対して、事業の構造転換を図る取り組み等を支援

※再掲及び2月補正予算含む

第5期「日本一の健康長寿県構想」（期間：R6～R9）

健康寿命の延伸に向けた取組や、医療・福祉・介護サービス提供体制の確保、子育てしやすい地域づくりを推進するとともに、「高知型地域共生社会」の実現を図る

目指す姿

県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県

主な目標

- | | |
|----------------------------|--|
| ①健康寿命の延伸（R元→R4→R9） | 【男性】71.63年 → 71.19年 → 73.52年 【女性】76.32年 → 75.61年 → 77.11年 |
| ②要介護3以上の方の在宅率の向上（R4→R6→R9） | 43% → 42.9% → 50% |
| ③出生数の増加（R4→R6→R9） | 3,721人 → 3,108人 → 4,200人 |

強化のポイント

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| ①働きざかり世代をターゲットにした対策の強化 | ③出会いや結婚支援、子ども・子育て施策の充実・強化 |
| ②中山間地域を含めた医療・福祉・介護サービスの基盤強化 | ④分野横断的な柱として、高知型地域共生社会の取り組みを推進 |

第5期「日本一の健康長寿県構想」の4つの柱と目指す姿

<柱Ⅰ> 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

県民が長く健康でいきいきと元気で暮らし続けている

【施策体系】 1. 健康づくりと疾病予防 2. 疾病の早期発見・早期治療

<柱Ⅱ> 地域で支え合う医療・福祉・介護サービス提供体制の確立とネットワークの強化

中山間地域を含め、在宅での生活を希望される方が必要なサービスを受けられる

【施策体系】 1. 医療・福祉・介護サービス提供体制の確保 2. 医療・福祉・介護人材の確保
3. 疾病・事業別の医療提供体制の確保 4. 持続可能な医療保険制度の構築
5. 障害などにより支援を要する人がいきいきと暮らせる環境づくり
6. 困難を抱える人への支援

<柱Ⅲ> こどもまんなか社会の実現

「共働き・子育て」が定着し、結婚、出産・子育ての希望が叶えられ、「孤」育てを感じさせない社会になっている

【施策体系】 1. 少子化対策の充実・強化 2. 子育てしやすい地域づくり
3. 厳しい環境にある子どもたちへの支援

<柱Ⅳ> 高知型地域共生社会の推進

複合課題への対応力と地域の支え合いの力が高まり、孤独を感じる人が減っている

【施策体系】 1. 市町村の包括的な支援体制の整備（行政主体の「たて糸」）
2. つながりを実感できる地域づくり（地域主体の「よこ糸」）
3. あったかふれあいセンターの整備と機能強化

1 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

- 新** ① **女性の健康づくり推進事業 9百万円** [保健政策課]
 - ・ 女性特有の健康課題に対応する支援策を強化することにより、女性がいきいきと仕事や生活ができる環境を整備
- 拡** ② **健康づくり推進キャンペーンの実施 34百万円** [保健政策課]
 - ・ 高知家健康パスポートアプリを活用した県民向けキャンペーンを大幅に拡充し、健康づくりへの意識を一層醸成

2 地域で支え合う医療・福祉・介護サービス提供体制の確立とネットワークの強化

- 新** ① **救急医療体制の整備 249百万円** [医療政策課]
 - ・ 各地域の高齢者救急の受け皿として期待される2次救急医療機関^(※)に対して、救急患者の受入れに必要な設備の導入を支援
 - ※年間500件以上の救急搬送受入件数がある、かつ、24時間体制で受入れを行う医療機関
- 新** ② **医療系職種の人材確保 2百万円** [保健政策課]
 - ・ 医療従事者の確保や定着を図るため、医療系職種の魅力発信を強化
- 拡** ③ **東部地域多機能支援施設関連事業 459百万円** [在宅療養推進課ほか]
 - ・ 東部地域において、看護師養成施設や在宅療養サービス提供機能等を持った多機能支援施設を整備



拡 ④ **介護事業所の生産性向上支援 20百万円** [長寿社会課]

- ・ 介護現場の生産性の向上を図るため、介護人材の確保や処遇改善、協働化の取組を支援

新 ⑤ **訪問介護事業所の業務効率化支援 105百万円** [長寿社会課]

- ・ 中山間地域にサービス提供を行う訪問介護事業所の業務効率化を図るため、音声入力ソフトの導入経費等を支援

3 こどもまんなか社会の実現

※安心して妊娠・出産・子育てできる体制づくりを、総合的な人口減少対策と一体的に推進

新 ① **屋内の遊び場の整備支援 10百万円** [子育て支援課]

- ・ 県内事業者や団体が行う天候や季節に左右されない遊び場整備を新たに支援し、子育てしやすい環境づくりを推進

拡 ② **不妊治療支援関連事業 59百万円** [子育て支援課]

- ・ 不妊治療費への助成を行うとともに、遠方の医療機関を受診する際の交通費を支援



4 高知型地域共生社会の推進

拡 ① **重層的支援体制の整備 503百万円** [地域福祉政策課]

- ・ 市町村の包括的な支援体制の整備を促進

新 ② **新たな地域活動への支援 3百万円** [地域福祉政策課]

- ・ 「高知家地域共生社会推進宣言」企業・団体が行う、人と人とのつながりを創出する新たな地域活動を支援

第3期教育等の振興に関する施策の大綱／第4期高知県教育振興基本計画（計画期間：R6～R9）

目指す人間像
（基本理念）

- ①学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく人
- ②郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人
- ③多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人



せらっと いざいぞ 奮ったがい
高知家の教育

基本目標

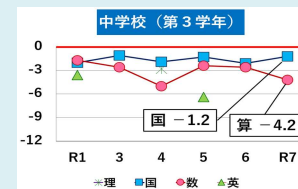
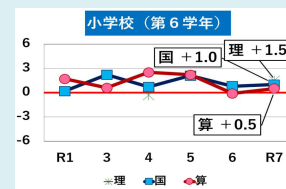
①確かな**学力**の育成と、自己の将来とのつながりを見通した学びの展開

【取組事例】：小学校の学力は全国平均を継続的に1ポイント以上上回る、中学校の学力は全国平均に引き上げる 等



現状 小学校の学力は全科目で全国平均以上であった一方、中学校の数学は全国平均との差が拡大しており課題

●全国学力学習状況調査 平均正答率の全国との差



②健やかな**体**の育成と、基本的な生活習慣の定着

【取組事例】：小・中学校の体力合計点は継続的に全国平均を上回る、平成30年度の全国平均値まで改善させる 等



現状 小学校男女、中学校男子は全国平均以上であった一方、中学校女子は全国平均を下回り、改善が必要 また、平成30年度の全国平均値にも未達

●体力合計点

中学校2年 男子

| | H30 | R6 | R7 |
|----|-------|-------|-------|
| 県 | 42.94 | 42.40 | 42.20 |
| 全国 | 42.32 | 41.86 | 42.20 |

中学校2年 女子

| | H30 | R6 | R7 |
|----|-------|-------|-------|
| 県 | 50.39 | 48.03 | 46.91 |
| 全国 | 50.61 | 47.37 | 47.58 |

③豊かな**心**の育成と、多様性・包摂性を尊重する教育の推進

【取組事例】：1,000人当たりの新規不登校児童生徒数を全国平均以下を維持する 等



現状 新規不登校児童生徒数は、小中高の全ての校種で昨年度より減少し、全国平均を下回った

●新規不登校児童生徒数

小学校(国公立)

| | R4 | R5 | R6 |
|----|-----|------|------|
| 県 | 7.5 | 10.8 | 9.7 |
| 全国 | 9.2 | 10.7 | 10.3 |

中学校(国公立)

| | R4 | R5 | R6 |
|----|------|------|------|
| 県 | 24.0 | 24.9 | 22.8 |
| 全国 | 28.1 | 28.2 | 26.2 |

高等学校(国公立)

| | R4 | R5 | R6 |
|----|------|------|------|
| 県 | 9.5 | 11.1 | 9.6 |
| 全国 | 15.2 | 17.4 | 16.8 |

年次改訂の主なポイント

- ①**学力向上・定着の取組強化** ～ デジタル技術を効果的に活用した授業改善や授業外学習を充実 ～
- ②**地域への理解と愛着を育むキャリア教育の推進** ～ 子ども達が県内の産業・企業や文化を知り、学ぶ機会を拡充 ～
- ③**重層的な支援体制の整備・強化によるいじめ防止・不登校対策の推進** ～ 早期発見・早期支援に向けた取組の充実 ～
- ④**高等学校の魅力化・特色化** ～ 2040年を見据えた高等学校改革の推進 ～

1 個別最適・協働的な学びの一体的な充実

- 新** ① **学習用タブレット端末の整備 875百万円** [高等学校課ほか]
・県立高校等の生徒が使用する学習用タブレット端末を更新
- 拡** ② **AIを活用した英語力の向上 22百万円** [小中学校課]
・対話型AIを活用し、中学生の英語でのコミュニケーション能力を向上
- 拡** ③ **就学前教育・保育の質の向上 26百万円** [幼保支援課]
・幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るとともに、ミドルリーダーを中心とした地域ごとの研修体制構築を推進

2 地域への理解と愛着を育むキャリア教育の推進

- 拡** **地域への理解と愛着を育むキャリア教育の推進 106百万円**
[高等学校課ほか][再掲]
・子ども達や学生が県内の企業や大学等を知る機会を充実するほか、進路選択に影響を持つ保護者や教員へのアプローチを強化

主な拡充内容：

- 新** ア **地域で働き活躍している人材と、地域の子ども・保護者が対話する機会の創出**
- 新** イ 中高生対象の大学体験ツアー、学長等による生徒・保護者・教員向け講演の実施など**県内国公立大学との連携強化**
- 拡** ウ **小中学生を対象としたバスツアー**（東部・中部・西部）を通じて、県内企業等の現場を見学し体験する機会の創出

3 重層的な支援体制整備・強化による不登校対策の推進

- 拡** **多様な教育機会の確保や早期発見・早期支援 477百万円**
[人権教育・児童生徒課]
・個々の児童生徒に応じた学びの場を確保するため、校内サポートルームの設置促進や「学びの多様化学校」の相談支援体制を充実

4 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

- 新** **部活動地域展開等推進事業費補助金 42百万円** [保健体育課]
・公立中学校の部活動の地域展開等を推進するため、体制整備や地域クラブの活動費等に対する市町村への支援を実施

5 県立高等学校の魅力化・特色化の推進

- 拡** ① **魅力化・特色化の推進 155百万円** [高等学校振興課]
・高等学校の魅力化・特色化を一層推進

主な拡充内容：

- 拡** ア **中山間地域等の高校の入学者確保に向け、市町村が行う取組を支援**
- 拡** イ **都市圏における県独自の合同学校説明会「こうち留学フェア」の実施**
- 拡** ウ **デジタルマーケティングを活用した全国生徒募集の広報活動の強化**
- 新** エ **県外出身生徒が集う交流イベント「こうち留学サミット」の開催**
- 新** オ まんが・アニメコース（仮称）や、多文化共生コース（仮称）など、**新しいコース等の設置に向け校内に準備室を設置し、カリキュラム等を検討**

- 新** ② **高校生への通学費支援 14百万円** [高等学校振興課]
・中山間地域の小規模校等に通う高校生の通学費を支援

6 高等学校等無償化・小学校段階における学校給食費の抜本的な負担軽減への対応

- 拡** ① **高校等無償化への対応 3,428百万円** [私学・大学支援課ほか]
・授業料相当額を助成する支援制度において、所得制限の撤廃や支給上限額の拡充を行い、家庭の教育費負担を軽減
- 新** ② **小学校段階における学校給食費の抜本的な負担軽減への対応 1,553百万円** [保健体育課ほか]
・公立小学校等の給食費を公費対応に移行し、家庭の負担を軽減

文化芸術の力で心豊かに暮らせる社会を目指して、文化芸術振興ビジョンの推進に取り組むとともに、県内スポーツの振興を図るため、スポーツ参加の拡大や競技力の向上などの取組を推進

1 文化芸術の振興



新 ①「よさこい高知文化祭2026」の開催 814百万円

[よさこい高知文化祭課]

- ・大会を通じて本県の魅力ある文化芸術を県内外に発信するとともに、市町村が行う文化芸術振興の取組を支援

【大会の概要】 期間 R8.10.25（日）～12.6（日） 43日間

○開会式（10/25 春野総合運動公園体育館）

閉会式（12/6 新来島高知重工ホール(県民文化ホール)）

○地域文化発信事業

- ・県内全市町村において、文化芸術に関するシンポジウムや神楽などの伝統芸能、産業祭などの食関連イベントといった、200を超える多彩なプログラムを開催予定

○文化交流事業

- ・全国的な文化団体と7市が連携し、音楽や演劇など26事業を展開

新 ②高知県文化芸術振興ビジョンの策定 1百万円

[文化振興課]

- ・R9年度からを計画期間とする次期・高知県文化芸術振興ビジョンの策定に向けて、有識者会議等を開催

拡 ③高知城の保存活用・整備に向けた取組の推進

62百万円 [歴史文化財課]

- ・高知城の保存活用・整備に向けた有識者会議の開催や、石垣の基礎データ整備などの耐震対策を推進

2 スポーツの振興

拡 ①身近な地域でスポーツに親しむ環境づくりの推進

12百万円 [スポーツ課]

- ・ダンスなどの気軽に始めやすいスポーツ機会を拡充し、主に働く世代や女性を対象にした運動・スポーツの習慣化を推進

拡 ②子どもや若者の関心が高い新たなスポーツの推進

17百万円 [スポーツ課]

- ・若い世代のスポーツ参加の拡大に向けて、プロダンサー等を招致したイベントを開催するとともに、市町村等が実施するアーバンスポーツやeスポーツイベントなどを支援

拡 ③プロスポーツ等のキャンプや大会誘致の推進

131百万円 [スポーツツーリズム課ほか]

- ・スポーツ観戦等を目的とした県外からのさらなる誘客拡大を目指し、プロスポーツキャンプや大会誘致を強化



第6期南海トラフ地震対策行動計画 (R7~R9) の推進

- 揺れや津波から「命を守る」対策、助かった「命をつなぐ」対策、復旧・復興期の「生活を立ち上げる」対策の3つのステージごとに取組を推進
- 能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報の教訓を踏まえ、4つの観点で「事前の備え」を強化・加速化
 - (1) 「自助」、「共助」の取組の強化 (2) 避難環境の整備の強化 (3) 復旧・復興作業に向けた事前の備えの強化 (4) 災害に強いインフラ整備の加速化

国の動きと県の対応

国：南海トラフ巨大地震による新たな被害想定を公表 (R7.3月)

| 全国 | | | | |
|----|----------|--------|--------|------|
| | 項目 | H24 | R7 | 増減 |
| 1 | 死者・行方不明者 | 32.3万人 | 29.8万人 | ▲8%減 |
| 2 | 負傷者 | 62.3万人 | 95.2万人 | 53%増 |
| 3 | 災害関連死 | - | 5.2万人 | 新規 |

| 高知県 | | | | |
|-----|----------|-------|--------|-------|
| | 項目 | H24 | R7 | 増減 |
| 1 | 死者・行方不明者 | 4.9万人 | 4.6万人 | ▲6%減 |
| 2 | 負傷者 | 4.6万人 | 9.9万人 | 110%増 |
| 3 | 災害関連死 | - | 県別は未算定 | - |

県：国の新たな被害想定をベースに、より精緻な高知県版の被害想定を算出

- 南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測を公表 (R7.10月)
- 上記予測を基に、人的被害や建物被害の想定及び被災シナリオを公表 (R8.3月末予定)



令和8年度に

高知県版の新たな被害想定に基づき、
第6期南海トラフ地震対策行動計画をバージョンアップ!



バージョンアップの主なポイント

| | | | |
|--|--|--|---|
| <p>被害想定で初めて推計する 災害関連死の防止</p> <p>○ スフィア基準を踏まえた、避難所等における避難生活環境の改善（防災減災に必要な資機材整備等）など</p> | <p>被害想定で大幅増が見込まれる 負傷者対策</p> <p>○ 地域の総力戦による医療救護体制の構築（人材確保、医療救護施設の水と燃料の確保等）など</p> | <p>震度7地域の増加等を踏まえた 道路寸断等による孤立対策</p> <p>○ 災害に強いインフラ整備の加速化（緊急輸送道路や啓開道路上の橋梁耐震化、法面防災対策等）など</p> | <p>被害想定の見直しに伴う 減災目標の再設定</p> <p>○ 第6期南海トラフ地震対策行動計画における減災目標の再設定（「想定死者数」の見直し）</p> |
|--|--|--|---|

7-2 安全・安心な高知の実現 ～南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化②～

1 「命を守る」対策

- 拡** ①住宅等の耐震化の促進 1,593百万円 [住宅課]
 - ・2000年基準以前の木造住宅まで耐震診断の支援を拡大
- 拡** ②自助の取組にかかる啓発の充実・強化 52百万円 [南海トラフ地震対策課]
 - ・防災啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」を改訂し全戸配布を行うほか、住宅耐震化や津波からの早期避難、南海トラフ地震臨時情報等について、啓発を強化

2 「命をつなぐ」対策

- 拡** ①避難所における生活環境の整備 120百万円 [南海トラフ地震対策課]【2月補正】
 - ・良好な避難環境の確保をするため、トイレカーやキッチンカー、シャワーカーを整備
- 新** ②県立青少年センター内への備蓄倉庫の整備 258百万円 [南海トラフ地震対策課]
 - ・国のプッシュ型支援用物資の分散備蓄倉庫を整備
- 新** ③災害時拠点強靱化の推進 4百万円 [南海トラフ地震対策課]
 - ・国の補助金を活用し、一時滞在施設（避難所等）への防災井戸や非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備を支援
- 拡** ④災害医療救護体制の整備 198百万円 [保健政策課]
 - ・南海トラフ地震の新被害想定、能登半島地震の教訓を踏まえた地域の総力戦により医療救護体制を強化

- 新** ⑤災害中間支援組織の設置運営 7百万円 [地域福祉政策課]
 - ・被災者支援の充実強化を図るため、NPO等の災害ボランティア団体の受入調整を担う「災害中間支援組織」を新たに設立
- 拡** ⑥DWAT養成体制の強化 16百万円 [地域福祉政策課]
 - ・能登半島地震の教訓を踏まえ、DWAT内に各地区の調整役となる地域リーダーを新たに養成
- 拡** ⑦緊急輸送道路等における防災対策 1,915百万円 [道路課]
 - ・発災時の道路寸断を防ぐため、緊急輸送道路等の防災対策を実施

3 「生活を立ち上げる」対策

- 拡** ①事前復興まちづくり計画の策定支援 104百万円 [南海トラフ地震対策課]
 - ・沿岸市町村の事前復興まちづくり計画の策定支援を行うとともに、対象を中山間地域に拡大するなど、事前復興の取組を強化
- 新** ②被災者支援システムの導入 95百万円 [危機管理・防災課]
 - ・大規模災害時に迅速な被災者支援を行うため、県・市町村共通の被災者支援システムを導入
- 新** ③被災者生活再建支援基金出えん金 351百万円 [危機管理・防災課]
 - ・被災者の生活再建のために必要な基金への出えんを実施



ゆうどうくん



トラフ博士 ©やなせたかし

7-3 安全・安心な高知の実現 ～インフラの充実と有効活用～

四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護などの必要性・緊急性の高い事業を引き続き進めるとともに、中山間地域の道路整備など、地域の実情を踏まえたインフラ整備を着実に推進

道路事業 (237.7億円)

- 8の字ネットワークを構成する道路整備
 - ・国直轄事業費負担金：窪川佐賀道路 (ほか8路線)
 - ・県事業：国道493号(北川道路)
県道甲浦インター線(東洋町) (ほか6路線)
- 中山間地域における1.5車線の道路整備
 - ・県道興津窪川線(四万十町) (ほか35箇所) など

【北川道路 2-2工区】
(8の字ネットワークの整備)

都市公園事業 (8.7億円)

- 都市公園施設の整備や老朽化対策
 - ・春野総合運動公園：遊具やバス乗降場の整備
 - ・土佐西南大規模公園：体育館照明のLED化や
とまろっとキャビンの改修
 - ・室戸広域公園：野球場メインスタンド防水改修
など 計9公園

【土佐西南大規模公園(黒潮町)】
(体育館照明のLED化)

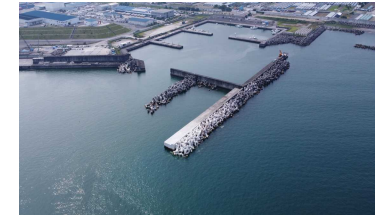
河川事業 (31.0億円)

- 堤防や水門・排水機場の地震・津波対策
 - ・下田川(高知市) (ほか3河川)
- 大規模な河川改修
 - ・安芸川(安芸市) (ほか3河川)
- ダムの建設
 - ・春遠ダム(大月町)

【安芸川】
(河川の堤防整備)

港湾・海岸・漁港事業 (74.6億円)

- 港湾施設の地震・津波対策等
 - ・高知港、須崎港ほか
- 海岸保全施設の地震・津波対策等
 - ・高知港海岸、宇佐漁港海岸ほか
- 漁港施設の地震・津波対策等
 - ・田ノ浦漁港(宿毛市) (ほか16漁港) など

【高知港】
(防波堤の延伸)

砂防事業 (27.4億円)

- 砂防関係施設の整備
 - ・《砂防》谷山川(仁淀川町) (ほか38箇所)
 - ・《地すべり》川井地区(大豊町) (ほか11箇所)
 - ・《急傾斜》森ヶ崎地区(佐川町) (ほか55箇所)
- 既設砂防関係施設の老朽化対策
 - ・鍵掛川(土佐清水市) (ほか)

【谷山川】
(砂防関係施設の整備)

農業基盤整備事業 (21.1億円)

- 農地集積に向けたほ場整備
 - ・影野地区(四万十町) (ほか11地区)
- 農業用ため池の耐震工事等
 - ・香美市1期地区(香美市) (ほか21地区) など



【影野地区(四万十町)】(ほ場整備)

都市計画事業 (12.6億円)

- 都市計画街路の整備
 - ・(都) 高知南国線 (ほか4路線)

【(都) 高知南国線】
(都市計画街路の整備)


造林・治山・林道事業 (67.2億円)

- 再造林や間伐などの森林整備
 - ・県内市町村
- 復旧治山・地すべり対策
 - ・影野地区(四万十町) (ほか)
- 林道の整備
 - ・林道旭・天狗高原線(仁淀川町) (ほか50路線)

【林道旭・天狗高原線(仁淀川町)】
(林道の整備)

第2期高知県デジタル化推進計画に基づき、「デジタルの恩恵により、暮らしや働き方が一変する社会」の実現に向け、「生活」「産業」「行政」の3つの切り口でDXの取組を推進

1 生活のDX


- 新** ①公共交通へのキャッシュレスサービス導入 424百万円
[交通運輸政策課]
・公共交通機関の利用者の利便性向上に向けて、全国交通系ICカード「ICOCA」の導入を支援 
- 新** ②デジタル地域通貨の普及促進 200百万円 [経営支援課]
・キャッシュレス決済の普及促進を図るため、デジタル地域通貨を運営する団体等が行う利用促進キャンペーンなどを支援
- 新** ③公金収納のデジタル化 23百万円 [会計管理課]
・県民サービスの向上を図るため、手数料等の公金納付のキャッシュレス化を推進
- 新** ④電子出願システムの構築 87百万円 [高等学校課]
・県立中学・高等学校の入試への出願手続きや受検料の納付を電子化し、県民と教職員双方の利便性を向上

2 産業のDX

- 新** ①AIを活用したシステム開発の実証 15百万円
[産業デジタル化推進課]【再掲】
・県内IT事業者によるAIを活用した開発をモデル的に実施し、横展開することで、県内IT産業のスキルアップを支援

- 拡** ②産地市場スマート化の推進 18百万円 [水産政策課]
・土佐清水地域で構築したモデル市場の県内への横展開等により、産地市場のスマート化を拡大
- 新** ③建設業のデジタル化加速事業 50百万円
[技術管理課]【再掲】
・3D測量・設計データ作成等の内製化支援や、遠隔施工、3Dプリンタ等を活用したモデル工事の実施により、デジタル技術の活用拡大と魅力ある現場環境を創出

3 行政のDX

- 新** ①市町村のデジタル化支援体制の構築 46百万円
[デジタル政策課]
・デジタル人材を任期付職員として確保し、市町村を巡回しながらデジタル化の取組を伴走支援
(R8年度は4名採用予定) 
- 新** ②教職員のテレワーク環境等の整備 6百万円
[教育政策課]
・県立学校を対象に、自宅等からも業務環境にアクセスできる仕組みを構築し、子育てや介護、夏季休業期間中などにテレワークが可能な環境を整備

「オール高知」でのカーボンニュートラルの実現に向けて、本県の豊かな環境や強みを生かした取組を強化するとともに、事業者のグリーン化の取組や県民の行動変容を促す取組を推進

1 CO2の削減に向けた取組の推進

I. 高知の豊富な自然資源を生かした取組の強化

拡 ① 持続可能な林業振興を通じた森林吸収源対策 2,357百万円
[木材増産推進課ほか]

- ・ 林業適地への集中投資・林業収支のプラス転換に向けて、施業の集約化等を促進
- ・ 新たなカーボン・クレジットの創出・販売に向けて、計画的な取組を実施 等



拡 ② 再生可能エネルギーの導入促進 365百万円
[環境計画推進課]

- ・ 家庭及び事業者への自家消費型太陽光発電設備等の導入を支援し、エネルギーの地消地産を推進



II. 省エネをはじめとする脱炭素化の推進

新 ③ 省エネ家電等購入応援キャンペーンの実施 800百万円
[環境計画推進課]

- ・ 省エネ性能の高い家電製品等の購入を支援し、家庭における電気料金の負担軽減とCO2排出量を削減

新 ④ 電気自動車等の導入促進 284百万円 [環境計画推進課]

- ・ 県民及び事業者における電気自動車等の導入を支援し、CO2排出量を削減



新 ⑤ 社会福祉施設の省エネ化支援 99百万円
[長寿社会課ほか]

- ・ エネルギーコストの削減を促進し、持続可能な経営構造への転換を図るため、社会福祉施設における省エネ設備導入を支援

新 ⑥ パーク&ライドの利用促進 38百万円 [交通運輸政策課]

- ・ 公共交通事業者が実施するパーク&ライドの利用促進に向けたキャンペーンを支援し、公共交通の利用者を拡大

2 グリーン化関連産業の育成

拡 ① 竹資源の活用 25百万円 [木材産業振興課]

- ・ 県産の竹資源の供給体制の充実を図るとともに、多角的な利用を推進

拡 ② 戦略的製品開発推進事業費補助金 71百万円
【債務負担 (R8～R10) 110百万円】 [工業振興課]

- ・ 県内企業の環境負荷の低減に資する製品等の開発を支援

3 オール高知での取組の推進

拡 県庁の率先垂範事業 581百万円 [環境計画推進課ほか]

- ・ 県有施設のLED化や太陽光発電設備の導入を実施し、環境負荷の低減に資する取組を推進



世界に選ばれる高知県を目指し、①県産品の輸出拡大、②インバウンド観光の推進、③外国人材の受入促進を軸に、グローバル化を推進

1 県産品の輸出拡大

ユズ、土佐酒、水産物、
防災関連製品、土佐材 etc

①輸出促進支援事業費 146百万円 [地産地消・外商課]

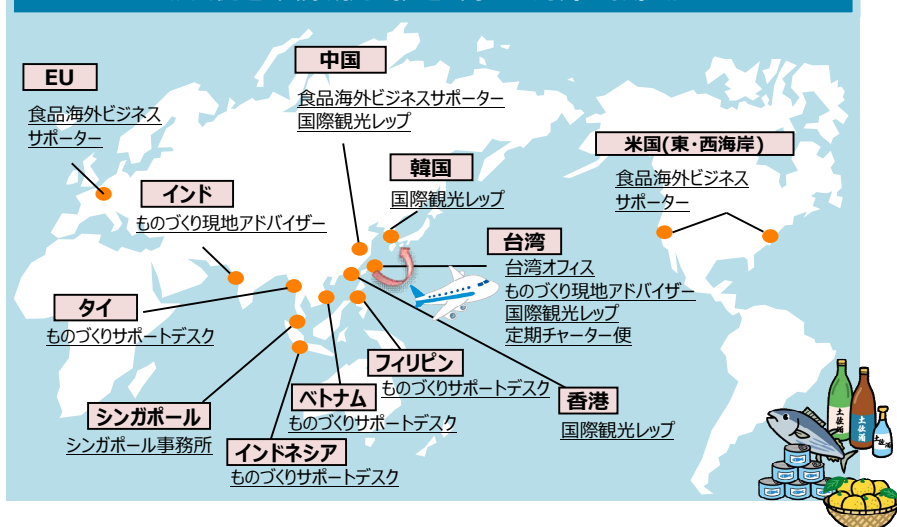
・コーディネーターによる支援や国別戦略に基づくプロモーションなどの取組を着実に推進するとともに、新たに成果報酬型による現地商社等との連携事業を実施し、輸出を促進

②ものづくり企業の海外展開の促進 30百万円

[工業振興課]

・県内企業の防災関連製品・技術の海外展開を促進するため、ASEAN地域への販路開拓に向けた取組を強化

輸出促進と国際観光の推進に向けた 海外支援拠点



2 インバウンド観光の推進



①高知龍馬空港国際線ターミナルビルの整備 2,977百万円

[交通運輸政策課][再掲]

・R9年春の全面供用開始に向けて、新たな国際線ターミナルビルの整備を着実に推進

②国際線や客船の誘致等の推進 720百万円

[国際観光課ほか]

・台湾航路の定着や新たな航路の誘致、外国客船の誘致の拡大に向けた取組を推進

3 外国人材の受入・定着の促進

①外国人受入環境整備事業費 112百万円

【債務負担 (R8~R12) 24百万円】 [商工政策課][再掲]

・本県の認知度向上に向けた情報発信を強化するほか、技能実習生の入国後講習施設の設置や海外大学生のインターンシップ実施など、外国人材の受け入れを行う事業者への支援を強化

②多文化共生社会推進事業費 34百万円 [国際交流課]

・外国人と日本人が互いの文化や生活習慣の違いを尊重し合い、共に地域で活躍できるよう、新たに策定する「高知家・多文化共生推進プラン」に基づく取組を展開

令和8年度 組織改正等による体制強化の概要



高知県は、ひとつの大家族やき。

高知家

令和8年度 組織改正等による体制強化の概要

基本的な
考え方

本県の最重要課題である**人口減少などの課題克服**に向けて、より一層成果にこだわるとともに、「生まれ変わる勇気を発揮できる」1年となるよう、**より踏み込んで挑戦**するための各種施策の充実・展開を図る体制を強化

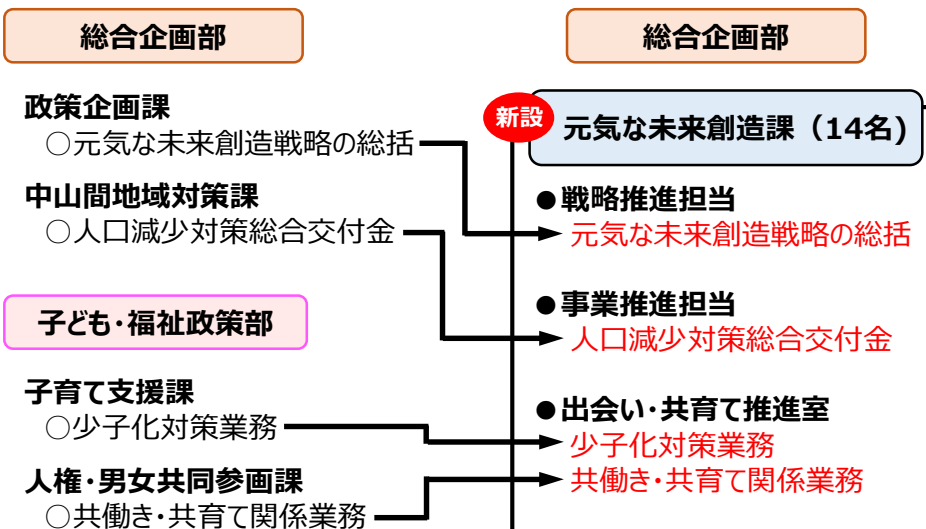
1. 戦略的な人口減少対策の推進

「元気な未来創造課」の新設

- ▶ 総合企画部に「**元気な未来創造課**」を新設（14名体制）

「元気な未来創造戦略」の重点施策を統轄する課を新設し、**人口減少対策をさらに推進！**

- ▶ 元気な未来創造課に「**出会い・共育て推進室**」を設置（6名体制）



高付加価値型経済への転換

若者の所得向上に向け、企業の経営改革モデルの横展開を図るなど、事業者の高付加価値型経営への転換を支援

- ▶ **産業政策課**の体制を強化し、「**所得向上推進企業等総合支援事業費補助金**」を展開（1名増員）
- ▶ **農業担い手支援課**の体制を強化し、若者の所得向上を実現する**農業経営体を育成**（1名増員）

移住・定住対策の強化

転職に伴う若者の県外転出を抑制するため、UIターンサポートセンターと連携し、転職を検討する県内の若者への支援を新たに実施

- ▶ 「**UIターンサポートセンター**」への職員派遣を増（1名増員）

「4Sプロジェクト」の推進

人口減少が進行する中においても、必要な県内消防力の維持・確保を図ることを目的に消防の広域化を推進

- ▶ **消防政策課「消防広域化推進室」**の体制を強化（4名増員）

2. いきいきと仕事ができる高知の実現

経済の活性化

「よさこい高知文化祭2026」を最大限に生かした観光キャンペーンの展開など、観光振興に向けた施策を推進

- ▶ **観光政策課**の体制を強化（1名増員）
- 「スペースポート」計画に係る実現可能性の調査・研究を実施
- ▶ **産業イノベーション課**に**宇宙産業担当**を設置

令和 8 年度 組織改正等による体制強化の概要

3. いきいきと生活ができる高知の実現

日本一の健康長寿県づくり

介護現場の生産性の向上と介護サービスの継続を図るため、業務効率化や協働化の取組などの支援を強化

- ▶ 長寿社会課の体制を強化（1名増員）

文化芸術とスポーツの振興

本県の魅力ある文化芸術を県内外に発信する「よさこい高知文化祭2026」の円滑な開催に向けて体制を強化

- ▶ よさこい高知文化祭課の体制を強化（2名増員）

約半世紀ぶりに編さんする高知県史を活用した郷土への愛着形成、観光振興などにつなげていく取組を推進

- ▶ 文化生活部に新たに「県史編さん活用課」を設置（10名体制）

4. 安全・安心な高知の実現

南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

災害時にボランティア活動の支援や被災者の見守り活動等の担い手となる高知県社会福祉協議会との連携を強化

- ▶ 「高知県社会福祉協議会」へ職員を派遣（1名）

インフラの充実と有効活用

安全・安心な暮らしを支え、地域経済の活性化に不可欠な「四国8の字ネットワーク」の早期整備に向けて体制を強化

- ▶ 用地対策課「高規格道路用地室」の体制を強化（1名増員）

5. その他

令和10年度に開催する全国植樹祭の円滑な開催に向けて体制を強化

- ▶ 林業環境政策課「全国植樹祭推進室」の体制を強化（4名増員）

地域支援の質的向上を図るため、産業振興推進地域本部の体制を強化

- ▶ 市町村単位で配置している地域支援企画員を地域本部に集約

長時間労働の是正に向けて、多様な人材を確保するために「短時間勤務職員」を新たに採用し、時間外勤務が多い所属等に配置

- ▶ 10名程度を採用し各所属に配置

令和 8 年度の主な機構改革

《令和 7 年度》

《令和 8 年度》

総合企画部

【新設】

新

元気な未来創造課

新

出会い・共育て推進室

文化生活部

歴史文化財課

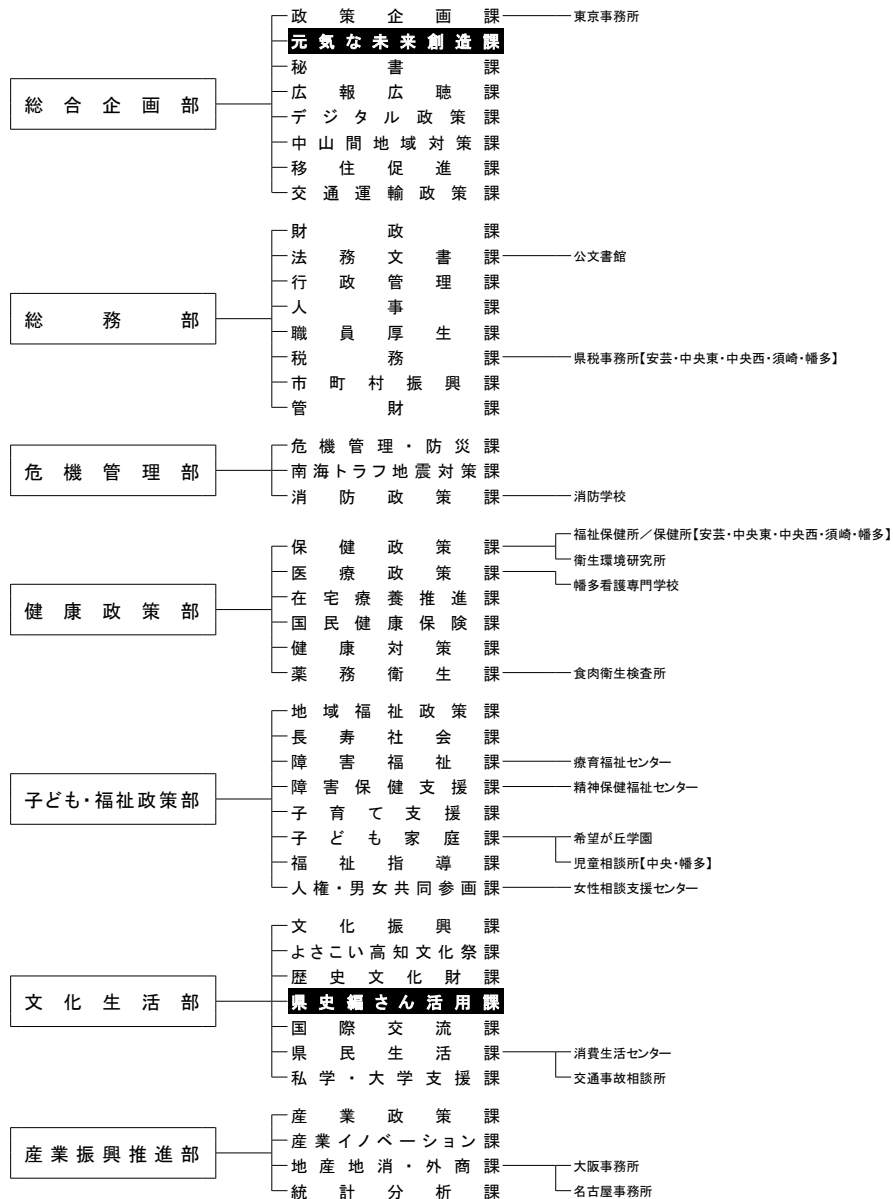
歴史文化財課

県史編さん室

新

県史編さん活用課

令和8年度知事部局組織機構一覽



| 【部局数等】 | R7 | R8 |
|--------|------|------|
| 部局数 | 14部局 | 14部局 |
| 本庁課数 | 88課 | 90課 |
| 出先機関数 | 61機関 | 61機関 |

